

平成20年9月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成20年9月29日～30日

場 所 第5委員会室

平成20年9月29日（月曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計補正
予算（第1号）

○議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例

○議案第15号 工事請負契約の変更について

○請願第9号 宮崎県中小企業振興基本条例(仮
称)」の制定を求める請願

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及
び調停について（別紙2）

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す
る調査

○その他報告事項

- ・最近の企業誘致の状況について
- ・新規雇用創出1万人の実績について
- ・地域雇用創造推進事業の取り組みについて
- ・平成19年宮崎県観光動向調査結果について
- ・建設工事等に係る予定価格の事後公表の試行
について
- ・「単品スライド条項」の運用の拡充について
- ・台風13号による被害状況と今後の対応につい
て

出席委員（9人）

委 員 長	十 屋 幸 平
副 委 員 長	河 野 安 幸
委 員	坂 元 裕 一
委 員	星 原 透
委 員	水 間 篤 典

委 員	濱 砂 守
委 員	外 山 良 治
委 員	武 井 俊 輔
委 員	河 野 哲 也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	高 山 幹 男
商工観光労働部次長	河 野 富二喜
企業立地推進局長	矢 野 好 孝
観光交流推進局長	江 上 仁 訓
部参事兼商工政策課長	内 栞 保 博 秋
工業支援課長	森 幸 男
商業支援課長	工 藤 良 長
経営金融課長	古 賀 孝 士
労働政策課長	押 川 利 孝
地域雇用対策監	金 丸 裕 一
企業立地推進局次長	長 嶺 泰 弘
商工観光労働部参事	藤 野 秀 策
観光推進課長	橋 口 貴 至
みやざきアピール課長	甲 斐 陸 教
工業技術センター所長	河 野 雄 三
食品開発センター所長	青 山 好 文
県立産業技術専門校長	西 盾 夫

県土整備部

県土整備部長	山 田 康 夫
県土整備部次長 （ 総 括 ）	濱 砂 公 一
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	岡 田 義 美
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	児 玉 宏 紀
高速道対策局長	渡 辺 学

部参事兼管理課長	持原道雄
部参事兼用地対策課長	小野健一
技術企画課長	岡田健了
工事検査課長	富高康夫
道路建設課長	山崎芳樹
道路保全課長	東康雄
河川課長	岩切立雄
ダム対策監	小城文男
砂防課長	桑畑則幸
港湾課長	竹内広介
空港・ポートセールス対策監	前田安德
都市計画課長	黒田博司
公園下水道課長	平田一善
建築住宅課長	藤原憲一
営繕課長	佐藤徳一
施設保全対策監	新川正文
高速道対策局次長	渡邊純教

事務局職員出席者

議事課主査	山中康二
議事課主査	大下香

○十屋委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、今回、労働委員会については、議案及び報告事項がありません。また、県土整備部については、商工観光労働部が終了した時点で連絡をいたしたいと思っております。その間約10分程度休憩いたしますので、御了承いただきたいと思います。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

本日は、お手元に商工建設常任委員会資料をお配りしておりますけれども、その下のほうの目次に記載しておりますとおり、平成20年度商工観光労働部9月補正予算案を御説明させていただいた後に、商工観光労働部をめぐる最近の動きにつきまして、最近の企業誘致の状況など4項目について御説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。平成20年度商工観光労働部9月補正予算案でございます。今回お願いしておりますのは、農商工連携の関係で、県内農林漁業者と中小企業者が連携して取り組む新商品・新サービスの開発や販路開拓を支援するために、新たにみやざき農商工連携応援ファンドを創設するための経費を措置するものでございます。

表にございますとおり、商工費の補正前の予算額は389億8,751万円、今回補正をお願いしておりますのが20億1,000万円、補正後の額、計でございますが、409億9,751万円となっております。予算案の詳細及び報告事項につきましては、担当局長、課長等より御説明をしたいと存じま

すので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、資料はございませんが、1点御報告申し上げます。今般、三笠フーズにおきまして不正に流通された事故米問題について御報告いたします。

九州農政局宮崎農政事務所と県の各保健所が食品衛生法に基づき調査を行いました結果、事故米を使用して製造された菓子等につきましては、すべて自主廃棄され、現在、全く流通販売されていないことが確認されたところでございます。県におきましては、今回の問題対応の中で、農林水産省が流通先として公表しました菓子製造業者等の風評被害等による資金繰りへの影響が懸念されますことから、一時的な売り上げ減少への対策をとれるよう、金融支援措置といたしまして、これらの業者を経済変動・災害対策貸付の融資の対象とすることとしたところであります。

私のほうからは以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○森工業支援課長 それでは、みやざき農商工連携応援ファンド創設事業に係ります9月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料37ページをお願いいたします。中ほどにございます(事項)新事業創出環境整備事業費の一部といたしまして、説明の欄にございます㊦みやざき農商工連携応援ファンド創設事業の20億1,000万円を計上いたしております。補正の理由といたしましては、宮崎県産業支援財団を通して行います農商工連携のための支援策に要する経費といたしまして、今回、中小企業基盤整備機構からファンド創設に伴います融資が決定したことによるものでございます。財源でございますが、その他特定財源として県債が20億円、一般財源が1,000万円となって

おります。この県債分につきましては、中小企業基盤整備機構からの無利子の融資となっております。

委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思ひます。ファンド事業につきましては後ほど御説明いたしますが、まず、今回の補正に関連いたします中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、いわゆる農商工等連携促進法の概要について御説明いたします。

本法律は、本年5月に成立をいたしまして、7月に施行されております。

この法律の仕組みでございますけれども、図の左側部分でございます。中小企業者と農林漁業者の連携体が共同で事業計画を作成して国に申請し、認定を受けますと、下のほうにありますような信用保険の特例措置や債務保証、融資制度、設備投資への減税などの支援措置が活用できることになっております。右側の部分は、農商工等連携の取り組みを支援する公益法人等に対する支援措置でございます。

資料の3ページをお願いいたします。この法律に基づきます支援の流れでございます。上段の大きな枠で囲んだ部分が①事業者への支援の流れであります。経済産業省の事業で、県の産業支援財団など県内の5団体が指定されております地域力連携拠点、それから中小企業基盤整備機構の各支部に設置されましたハンズオン支援事務局、さらには農水省関連の事業でございますが、食料産業クラスター協議会、これらの支援機関が事業計画作成など、事業化の各段階に応じ経営相談や専門家派遣など、きめ細かな支援を行うことといたしております。また、事業計画が認定された後は、先ほど御説明いたしました債務保証や低利融資などの支援措置のほ

かに、網かけの部分でございますが、農商工等連携対策支援事業等によりまして、試作品開発や展示会出展などの事業化の段階に応じた補助事業が活用できる仕組みとなっております。下の段の②支援機関への支援は、農商工連携の取り組みを支援する公益法人等に対する支援の流れでございますが、こちらも指導、アドバイスやセミナー開催等について、同様に助成が活用できます。

それから、表の一番下の欄外でございますけれども、この法律に基づきます事業計画認定の第1号といたしまして、本県の株式会社コムテックと農家との連携体、それから支援機関として霧島工業クラブ、これが国の認定を受けたところでございます。

資料の4ページをお願いいたします。みやざき農商工連携ファンド創設事業の詳細でございます。

法に基づきます国の支援措置につきましては、ただいま御説明いたしましたように、基本的には国の事業計画の認定が必要でございます。本県は、農林水産業あるいはこれらに関連する産業等、非常に中核的な産業でございますので、国の認定がない取り組みでも本県独自に支援できる仕組みを構築するものでございまして、農商工等連携をさらに促進し、本県経済の活性化を目的とするものでございます。

2の事業の概要でございますが、農商工連携事業の支援を目的といたしましたファンドを造成し、その運用果実をもって助成を行うものでございます。ファンドの総額は25億円、内訳は中小企業基盤整備機構からの融資が20億円、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、宮崎県信用農業協同組合連合会からの融資が合計で4億9,000万円、県が1,000万円となっております。ファンドの設置

期間は10年間で、管理運営は宮崎県産業支援財団を予定しております。運用益で行います支援事業は、表にございますように、①が農林水産物を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓等の取り組みを支援する事業、②が農林水産物の生産や加工に必要な機械や装置、生産システム等の開発研究を支援する事業、③が農商工連携を支援する公益法人等が行う助言・指導等を支援する事業を考えております。なお、補助率、助成限度額等の詳細につきましては、現在、国の補助事業と重複しないように、あるいは少しでも多くの案件が支援できるようにということで、そういう観点から今後整備していくということにいたしております。

次に、事業実施までのスケジュールでございますけれども、9月補正予算の議決後に中小企業基盤整備機構への借入申請を行いまして、来年3月ごろに貸付金の交付を受けた後に、産業支援財団にファンドを創設することといたしております。助成事業の公募等は来年4月以降の実施となる予定でございます。

資料の5ページをごらんいただきたいと思います。ファンドのスキームを示した図でございます。中小企業基盤整備機構から20億円の原資を県が無利子で借り入れ、これに県が1,000万円を加えて合計20億1,000万円を産業支援財団に無利子で10年間貸し付けいたします。この部分が9月補正の予算額でございます。また、県内金融機関からは、産業支援財団に対しまして5億4,900万円を低利で直接融資をしていただくことといたしております。運用益につきましては、現時点では利回りを1.5%程度と想定しております。また、年間約3,400万円を見込んでおります。また、図の右下でございますけれども、本事業の推進に当たりましては、庁内の連絡会議や今後

設置予定の関係団体等で構成いたしますネットワーク協議組織、さらに地域力連携拠点等の支援機関や県工業技術センターなどの関係機関とも連携しながら、全力で事業推進に取り組んでいくことといたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○矢野企業立地推進局長 私のほうからは商工観光労働部をめぐる最近の動きについての1番目でございます最近の企業誘致の状況について御報告いたします。

委員会資料の6ページをお願いいたします。最近の企業誘致の状況についてでございます。上の表の右側、20年度のところをごらんください。本年度の企業誘致件数は12件となっております。また、業種別では製造業が8件、情報サービス業3件、流通関連業1件となっております。以下、下の表のほうにその内訳を示しております。詳細は省略させていただきます。

次に、7ページをお開きください。誘致企業へのフォロー対策についてでございます。

まず、(1)の概要でございます。誘致企業へのアフターフォローにつきましては、県内外からの新規誘致に係るセールス活動と並ぶ企業立地推進のための大きな柱と考えております。平成15年度から誘致企業フォローアップ対策強化事業として実施しているところでございます。内容としましては、市町村や県外事務所、各県税・総務事務所と連携しまして、誘致企業の県内の工場、事業所、また本社、親会社を訪問するものでございます。平成15年度からの訪問件数は、資料に記載しているとおりでございますけれども、平成19年度は219社を、本年度は8月末で116社を訪問したところでございます。なお、4月から組織改正で企業立地推進局として独立

しておりますが、担当者も増員するなど体制強化を図ったところであります。これで少なくとも毎年1回以上は誘致企業を訪問できるように努めていきたいと思っております。

次に、(2)の目的及び効果についてでございます。誘致企業へのフォローアップにつきましては、行政に対する意見・要望、経営に関する相談を受けるなど、企業ニーズを把握することによりまして、企業の新分野進出や工場新增設などの県内における新規投資を促進しているところでございます。また、企業誘致は国内外における競争でもありますことから、県内立地企業の県外移転を食い止めるという効果もあると考えております。さらに、関係業界の動向とか取引企業における新分野進出や工場新增設などの新規投資に関する情報収集にも役立っていると考えております。

最後に、(3)の面談状況でございます。平成20年度8月末までに116社を訪問しましたけれども、その面談の内容を分類して資料に記載しているところでございます。まず、企業立地推進局で所管するものとしましては、工場等の増設、用地の確保等に関するものが44件、売り上げ減、撤退、事業縮小に関するものが17件でございます。次に、庁内の関係部局や外部機関の九電とかN T T等が所管するものとして人材の確保・育成に関するものが74件、取引先の拡大、新事業進出に関するものが28件、物流の改善に関するものが28件、原油高、原材料高等への懸念に関するものが28件、電気、水、通信などのインフラ改善に関するものが6件となっております。人材の確保や取引拡大など企業からの意見・要望・相談等につきましては、関係機関等と連携して改善に取り組んでいるところでございます。

今後とも、積極的な誘致活動やフォローアッ

ブ事業に取り組んで、一件でも多くの企業誘致ができますよう、また雇用創出に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○金丸地域雇用対策監 続きまして、新規雇用創出1万人の実績について御説明いたします。

資料の8ページをごらんください。まず、1の基本的な考え方についてであります。1の定義につきましては、6月の常任委員会で御説明させていただいたとおりであります。また、(2)の集計方法につきましては、県の施策により創出された雇用等について、各部局に照会し、各部局において雇用等の創出が認められた数値を集計いたしました。

その結果が2の平成19年度雇用等創出数でありまして、ほかの事業等の重複等がない数値を計上しております。また、脚注にありますように、19年度の部局名で集計しており、20年度の組織改正により所管部局が変更になっている点もありますので、御理解を賜りたいと思います。

内容でございますけれども、まず、①の新規立地企業による雇用創出につきましては、19年度中に新たに立地した企業における最終雇用予定者数を計上しており、1,174人となりました。また、②から④は19年度中に実際に雇用等が発生した総数でありまして、内訳といたしましては、正社員、雇用期間が6カ月以上の非正規社員、創業、自営を計上し、6カ月未満のパート、アルバイト等については計上しておりません。まず、②の福祉施設の整備に伴う雇用創出につきましては、ゼロでありました。次に、③の農林水産業への新規就業者につきましては、自営や法人における雇用などの合計で122人となりましたが、この数値には農林水産業の後継者を含んでおりません。また、④のその他につきましては、地場産業の振興などによる雇用等の創出

を計上しており、344人となりました。なお、商工観光労働部の事業のうち、一番下の2つですが、一部計上としております2事業につきましては、9ページにも同じ表記をしておりますが、ここでは、先ほどの定義に合致することが認められた数値のみを計上したところであります。以上の合計として、平成19年度における雇用等の創出のうち、具体的に把握できた数値は1,640人となったところであります。

次に、9ページをお開きください。3のその他の雇用等についてであります。ここには19年度中に雇用が発生したものの、雇用期間が正確に把握できなかったものや、ほかの事業との重複の可能性があること等から雇用創出数として認定せず、参考数値としてお示しすることとしたものであります。

まず、(1)の雇用期間不明のため未計上についてであります。商工観光労働部の2事業は、一部に短期間のパートが含まれており、また、企業局の事業は雇用期間が不明であったものであります。

次に、(2)のマッチング事業、他事業との重複の可能性、その他の理由により未計上につきましては、例えば福祉保健部の宮崎県ナースセンター事業はマッチング事業であること、また、商工観光労働部のコールセンター支援事業につきましては、この116人の一部が先ほど御説明いたしました新規立地企業の1,174人に含まれている可能性があること等から、参考数値として計上したものであります。また、県内・県外就職説明会事業やふるさと雇用情報センター運営事業につきましても、8ページに記載しております事業との重複の可能性があることから、同様に取り扱ったところであります。

以上、実績の概要について御説明申し上げます。

したが、求人方法が以前はハローワーク中心でありましたが、現在は直接採用や民間の職業紹介機関の活用が全国的に増加しており、雇用の全体像を把握することが困難な状況になっております。しかしながら、事業の成果を県民の皆さんにわかりやすい形でお示しすることは重要であると考えておりますので、より正確でわかりやすい検証方法について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

続きまして、資料の10ページをごらんください。地域雇用創造推進事業の取り組みについて御説明いたします。

この事業は、下のほうに点線の枠でお示しておりますが、新パッケージ事業と呼ばれておりました、雇用創造に自発的に取り組む協議会が提案した事業構想の中から、コンテスト方式で効果が高い事業を選定し、国の委託を受けて地域特性を生かした雇用創出の事業を行うものであります。

まず、1の経緯についてであります。県北地域は県内でも雇用情勢の厳しい地域でありますことから、昨年11月に、県や宮崎労働局、地元市町村、経済団体等で構成する連絡会議を設置し、新たな雇用創出施策等について検討を進めてきたところであります。この結果、2の(2)に記載しております延岡市の協議会が提案した事業が国から20年度の第1次採択地域のひとつとして決定され、事業が開始されたものであります。

2の事業内容についてであります。 (1) 実施地域は延岡市、(2) 実施主体は延岡市や地元商工団体等で構成する延岡地域雇用促進協議会であります。また、(3) の実施期間につきましては、20年7月から22年度末までの3年度間となっております。次に、(4) の事業内容につい

てであります。①のテーマは、地場産業との連携による製造業と市街地型産業及びその立地に伴うサービス業における雇用拡大であります。また、②の具体的な内容につきましては、資料に1) の高度な設計能力開発のためのセミナー開催など4項目をお示しておりますが、既に求職者や企業の採用担当者を対象とした就職支援セミナーや、町なかでの店舗経営を目指すまちなか創業塾、製造業の人材を育成する機械CADトレース基礎セミナーの開催など、人材育成を中心とした事業が実施されているところであります。また、③の雇用創出目標は373人、(5) の事業費は、総額1億4,189万5,000円であり、全額が国からの委託費となっております。

これで19年度から実施している西臼杵地域に続き、県内2地域で事業が開始されたこととなります。ほかの地域におきましても、今後の事業提案に向けた具体的な取り組みが行われているところであり、引き続き市町村の自主的な取り組みを促しながら、地域特性を生かした雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上であります。

○橋口観光推進課長 私のほうからは平成19年の県の観光動向調査結果について御説明申し上げます。

委員会資料の11ページをごらんいただきたいと思います。まず、一番上の1の観光客数についてでございます。表に掲げておりますけれども、平成19年の本県の観光客数、太い線で囲んでございますが、その2段目にありますように、県外客が456万8,000人となっております。これを前年と比べますと、3.5%の増となっております。平成9年以降ずっと減が続いておりましたが、11年ぶりに増加に転じたところでございます。また、その下の県内客につきましては、777

万7,000人となっております、県内・県外合計が1,234万5,000人ということで、前年と比べ1.5%の増となったところでございます。

次に、2の観光消費額等についてでございます。同じく、表のほうでござんいただきたいと思いますが、県外客の消費額600億3,500万円でございます、前年に比べ5.7%の増、また、県内客につきましては、332億3,300万ということで、1.5%の増となっております、全体では932億6,800万円で、4.1%の増となったところでございます。(2)に観光消費額にその波及効果を加えました本県への経済効果を示しておりますが、1,259億円ということで、前年に比べ3.8%の増となっております。

次に、12ページをござんいただきたいと思いますが、3の県外客の交通機関別の入り込み状況についてでございます。同じく、表のほうで御説明いたしますが、県外客の交通機関、ほぼ例年どおりでございます、自家用車が最も多く、全体の64.1%、航空機、バス、鉄道、以下となっております。

次に、4の県外客の居住地別構成についてでございますが、下の表にありますように、九州内から78.3%、その他各地域からはござんのような割合となっております、ほぼ例年と同様の傾向となっております。

13ページから14ページにつきましては、過去の数字の推移の状況を掲げておりますし、15ページには主要観光地別の入り込みの資料をおつけいたしているところでございます。後ほどござんいただければと思います。

説明は以上でございますが、県外客、毎年5%増という目標の達成には至りませんでしたけれども、引き続き、観光客の増、本県観光の振興に向けて全力で頑張りたいと存じてお

ります。皆様の御指導をよろしくお願い申し上げます。説明は以上です。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案第1号の㊦みやざき農商工連携応援ファンド創設事業について質疑をお願いしたいと思います。

○水間委員 農商工連携事業ですが、非常に期待をされているといたしますか、要望も多いと思うんですが、ただ、この目的を見ますと、具体的な表現ではなくて全体を流している感じがするんです。交流機会の提供なんていうのは何回ぐらいやられるのか。一定の要件を満たす公益法人またはNPO、県内で言えばどのあたりの公益法人を主体とするのか、NPO法人の皆さん、どういうものを言うのか、そこら辺までわかっていたらお示しいただきたいのですが。

○森工業支援課長 NPO法人といえば、まず、先ほど御説明いたしました霧島工業クラブという組織が一つございます。これは、都城市の製造業を中心とする会合でございます、こちらのほうが近年、都城高専と連携をいたしまして、いわゆる農工の連携という取り組みでございますけれども、そういった活動をしているクラブがございます。このクラブにつきましては、今回、事業の認定を受けまして、引き続きいろんな交流会等の取り組みを行うということでございます。それから、あと考えられますのが、いろんな県内の工業関係の団体であるとか、商工関係の団体、それから、例えば加工グループ、地域に婦人会組織のいろんな加工グループとかございますけれども、そういったものも想定をしているところでございます。

○水間委員 推進体制の中で県庁内で連絡会議あるいは農商工連携推進ネットワーク会議を設置の予定ですね。もう設置されていますか。

○森工業支援課長 庁内の連絡会議は既に1回開催いたしております。ネットワークの協議組織につきましては、これからいろいろ整備をしていく予定でございます。

○水間委員 これはどのくらいの団体で構成されるんですか。

○森工業支援課長 まず、県内の農商工等に関連いたします広範なネットワークを考えておりました。行政機関、試験研究機関、農業団体、それから地域力連携拠点であります産業支援財団、そういったところを今、想定いたしております。

○水間委員 それと、その財源ですが、国から20億、それから宮崎銀行、太陽銀行、JA宮崎信連で4.9億円、これの割り振りというか、4億9,000万の内訳はわかりますか。

○森工業支援課長 宮崎銀行から2億4,000万、太陽銀行から1億5,000万、JAのほうから1億円でございます。

○水間委員 国からの20億円、10年したら返さなきゃならないというふうに確認していいんですか。

○森工業支援課長 そのとおりでございます。国からの融資を受けまして、10年後には返済という予定になっております。

○水間委員 この中で運用益、果実が3,400万というような表現になっています。1.5%を想定しているんだが、今の金利としては、10年物の現状はどの程度なんですか。

○森工業支援課長 10年物の国債を今、想定しておりますけれども、直近の利率はたしか1.46ぐらいで推移しているというふうに記憶いたしております。

○水間委員 ということは、今おっしゃった1.5を想定しながら、現状は1.46、今のこういう金

融不安のいろんな流れからすると、果実が出てこないような気がするんだけど、そこは心配ありませんか。

○森工業支援課長 実際にファンドを造成いたしますのは来年3月の予定でございますので、その時点での金利というものが影響してくるかと思えますけれども、なるだけこの程度の運用益は確保していきたいなと思っております。

○武井委員 1点確認なんですけど、中小企業基盤整備機構から20億円来て、県が1,000万円を追加で乗せるということの意味、そもそもこのファンドの枠組みとしてこれが求められているということなんですか。

○森工業支援課長 中小企業基盤整備機構のほうから、地元でも多様な応援団体といいますか、そういったものが参加するよというふうにと求められておりました。それで金融機関から御協力いただきまして、それに県のほうが1,000万という金額を出したわけでございます。今回につきましては、非常に金融機関の御協力、御理解があったおかげでこういうふうな造成になったということでございます。

○武井委員 趣旨はよくわかったんですが、機構から20億円来て、県が1,000万円、この1,000万円という金額に何がしか根拠といいますか、とりあえず出さなければいけない、参画費的な役割なのか、それを含めてこの1,000万円という金額の根拠というのがあれば教えてください。

○森工業支援課長 ファンド造成の際に全体の2割は地元で負担しなさいよということになっておりました。それでいろいろ割り振りをする際にこういうふうな結果になったわけでございますけれども、県のほうは1,000万ということで非常に少ないわけではございますけれども、今回は銀行関係の御協力があったということでご

ございます。財源は一般財源でございます。

○星原委員 農商工連携ファンド事業というのは宮崎県にとっては非常にありがたいことだと思うんですよ。というのは、国からの補助事業とか交付金とかいろんなのが減ってくる中で、自主財源、要するに県税収入を上げるとか、そういう形から、これをうまく活用すれば一番いいんじゃないかなと思うんです。それはなぜかというと、宮崎県には農林漁業の第1次産業の資源というのがいっぱいあるわけですね。それをどう加工をし、付加価値をつけ、どう販売していくか、そういうのにうまく結びつけることができる方法を考えていくべきですし、そういうふうになれば、これが非常に役に立つんじゃないかなと。宮崎県は要するに遠隔地農業でありますから、東京とかということになると輸送関係のコストもかかるわけですし、そして、加工することによって、今まで市場に出したり、あるいは卸とかいろんな中間でのマージンを取られた部分を、製品として売る形になれば、宮崎は直接、今まで100円を出しておったものが500円になったり1,000円になったりして、県内にその金が入ってくるわけです。あるいは農業の場合なんかはどっちかといえば生鮮物ですから、今まで1週間で腐っていたものが1カ月もつ、2カ月もつとか、あるいは加工することでそれ以上もつとかという形にすれば、距離的なもののマイナスも関係ない。あるいは仮に外国に持っていくにも関係ない。だから、そういう加工技術の研究と保存の技術の研究と、そして最終的には販路の研究、これを組み合わせれば、素材を持っている、資源を持っているところが有利に展開できるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のことをどう考えて取り組むかでこの事業が生きてくるんじゃないかなとい

うふうに思っています。その辺をぜひ研究いただいて、少しは研究費に金を使ってでもそういうことを望めないものかと思うんですが、どのように今、考えておられますか。

○森工業支援課長 今までも農商工連携的な取り組みというものはやってきていたわけでございますけれども、どうしても商品開発とか、商品だけをつくるとかいうことで追われがちであったんですけれども、今回の事業につきましては、いわゆる農業者も含めて、商業もひっくるめて、一緒に連携をしながら取り組むというのが一番大きな特徴でございます。そういった意味では非常に私どももこの事業につきましては期待をしておりますし、こういった取り組みを何とか県内全域に広げていきたいというふうに考えているところでございます。特に、研究開発関係につきましても、この事業の中でそういったこともできるようになっております。既に、本県の場合は食品開発センターとか県の工業技術センター、あるいは農業試験場とかいった試験研究機関もございますし、また、宮崎大学の中にも農学部というのがございます。そういったところが持っている技術、そういったものももう一回見直しをして、ぜひ、この事業の中に組み込んでいって、農商工連携の取り組みをますます盛んにしていきたいと思っております。

○星原委員 農商工と、言葉はすごくいいと思うんですが、県の皆さん方のところが中心になっているのか、新たに関係部課が何人かでグループというんですか、プロジェクトでもつくって専門的にその部分を発展させようということで、そういった形は考えておられるのかどうか、その辺はどうなんですか。

○森工業支援課長 推進体制につきましては、

現状の組織の中でやっていくこととしておりますけれども、特に農政水産部との連携とか、あるいは農協との連携とか、それから今回、具体的にいろんな支援をしていただきます地域力連携拠点というものもございますので、そういった意味でこれらがうまく推進できるようにということで、ネットワークの推進会議というものをつくりまして、その中でお互いが持っているノウハウであるとか、あるいは成功事例を皆さんにお示しするとか、そういったことで推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○星原委員 素材を生産する農業なら農業、加工する加工の分野、販路の部分、販売していく部分、それがうまく機能するように、ぜひ、考えて、何かスタッフなり、あるいはそれぞれに役割分担なら役割分担でもいいんですが、スムーズに機能していくような体制をとらないと、こういう事業ができてもうまく生かし切れないという状況になってしまうので、宮崎県にとって私はすごいことだろうというふうに思っていますので、ぜひその辺まで研究いただいて、来年の4月以降になるのであれば、これからがいろんなところでPRしたり呼びかけたり、いろんなことをやっていく上で非常に大事じゃないかと思っておりますので、ぜひ、この件についてはよろしくお願ひしたいと思っております。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

○外山委員 運用益で実施する事業で3つほどパターン化されていますが、これは1、2、3のうち補助割合というものはどういふふうにお考えなんでしょうか。

○森工業支援課長 補助の割合につきましては、今、検討中でございますけれども、国の事業が補助率が3分の2でございます。なるだけ国の

ほうから重複しないようにというふうな御意見が出ておりますけれども、その辺のことを考えながら補助率を決定していきたいというふうに考えております。

○外山委員 ②のほうで申請があったと仮定した場合に、3,400万が全体の額ですから、申請が多かった場合、入り口を規制するということがあるんでしょうか。

○森工業支援課長 運用益が限られておりますので、審査委員会を設けることとなりますけれども、その審査委員会の中で運用益の状況を見ながら決定をしていくことになろうかと思いません。

○外山委員 それと、星原委員の関連ですが、例えば里芋を加工した商品を開発したい、そういった場合に、加工する側がこういった商品を開発して売りたいといった場合に、生産依頼というものが出てくると思いますが、それは事後と事前で1年間待たないと里芋はできないわけでしょう。それに対しての助成というものはどういふ関係になるのか、それが1点と、2点目、今度は逆に売れなかった場合にどういふふうな対応がされるのか、教えてください。

○森工業支援課長 今回の事業の特徴は、連携体として事業申請をしてくださいということになっておりまして、中小企業者だけ、あるいは農林漁業者だけでは申請ができません。ですから、先ほどの里芋につきましては、商品を開発したい、その場合は必ずその原料を提供する里芋の農林漁業者と一緒に事業をやりますというようなことが一つ特徴になろうかと思っております。販路開拓についても支援をしていく予定でございますけれども、今のところは事業化のほうに重点を置いてやっていきたいというふうに考えております。単に商品を開発するという

だけではなかなか生産性向上といいますか、売り上げ増に結びつきませんので、その辺のところを中心にやっていきたいなと思っているところでございます。したがって、販路というものも事業計画の中では重要視していきたいなというふうに思っているところでございます。売れなかった場合につきましては、これはあくまでも計画でございますから、何とも言いようがないんですけど、なるだけ実現性の高いような計画を助成していきたいなというふうに考えているところでございます。

○外山委員 逆もありますね。例えば売れ過ぎた、そういった場合に、一度助成を受けた、それで設備投資をよりしたい、そういった場合の再助成というものはできるのかどうか。

○森工業支援課長 再助成につきましても、また次の段階に入る、新規性の商品をつくるとか、新しい販路開拓をしていきたいというふうな場合につきましては、またその時点で条件に合えば支援をしていきたいなと思っております。また、工場をつくるかというふうな場合につきましては、別途、今回、企業立地促進法の中でそういう食品関係の工場をつくる場合の支援措置というものもございますので、そういった既存の農商工連携を応援するようなほかの事業も活用しながら支援をしていきたいというふうに考えております。

○外山委員 私が思っておったとおりの答弁でございました。そういった場合の優位性、他方優位というものをどっちに考えておられるのでしょうか。

○森工業支援課長 他方優位とは。

○外山委員 この事業の制度、例えば、こっちがいいといった場合には、選択は助成を受けようとする側にあるのか、それとも行政側の振り

分けが優先なのか。

○森工業支援課長 誘致企業であるからとかいうことでのものは区別はつけないようにしたいと思っておりますし、いずれにしましても、私どもといたしましては、何とかその成功事例を1つでも2つでもだんだんつくって行って、それを県内企業に広げていきたいということでございます。したがって、特に誘致企業であるからというふうな区別はつけられないというふうに考えております。

○星原委員 さっきのことに関連なんですけど、結局、果実の分で運用していくわけですから、私が言っているのは、もうちょっと宮崎県の県民所得を上げたり自主財源をふやしたりするためには、こういうのを活用した流れの中で、第1次産業でとれる素材にどう付加価値をつけられるかという、そういうことに持っていこうとすると、果実の3,000万ぐらいの、利息が下がったりすればどうなるかわからんけれども、また減ってくる可能性だってあるわけだし、国のにたった1,000万乗っかって、そういうことじゃなくて、こういう制度を活用して宮崎としてどう県単から、基金からでも引っ張り出して予算を組んで、今までの流通のそういう部分をぶっ壊すぐらいの感じまで持っていくぐらいの意気込みある事業とか、そういうことを考えてやれないのかなというふうに思うんですよ。そこまでやらんと、この程度の範囲、やらんよりはやったほうがいいでしょうけど、効果がどこまで望めるかなということなんですね。だから、もうちょっとそこを財政あたりとも踏み込んで、研究していく中で膨らみがあれば、そういうことまで取り組んでいこうとする事業に転換していくんだという考えでないと、果実だけでは、大きく25億という数字は動いているけれども、現

実には効果がどこまで出るのかなという感じは持っているんですが、その辺のことについては部長はどう考えていらっしゃるんですか。

○高山商工観光労働部長 農商工連携応援ファンド、確かに、先ほど来、お話しいただいておりますように、1次製品の非常に豊富なといいますか、農業の盛んな宮崎県におきまして、取り組んで非常に価値のある部分、さっきおっしゃいましたように、付加価値をつけて、そして生産をしてどんどん売り込んで、これが農業にとっても、商業にとっても、経済全体にとっても非常に役立つということで、非常に意味がある事業だと思っております。今、御質問されましたように、確かに、この運用益3,400万程度を一応想定しているわけですが、これからどういった取り組みが出てくるかというのが我々もまだ見えないところがございます。そこ辺を含めて、まずはこれでスタートさせていただいて、そして今度、これらのいろいろな事業がまだ出てくるのかどうか、そこ辺を含めて、出てくることを望んでいるわけですが、それとも、そういった意味で、とにかく、まずこれでスタートして、皆さんの努力というものを支援して行って、そして次のステップにつなげていければいいというふうに思っております。

○十屋委員長 ほか、ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、議案につきましては終わりたいと思います。

その他の報告事項等について、何かございませんか。

○武井委員 何点か御質問をさせていただきたいと思っております。

順に参りますが、6ページの企業誘致の件から御質問したいんですが、20年の誘致企業を見

てみますと、宮崎市周辺の県央地区と都城が大部分で、あとは木城と小林が1件ずつということなんですが、県北とか県南とか、そのあたりの企業誘致の状況はどういうふうになっているか、お聞かせください。

○矢野企業立地推進局長 企業誘致につきましては、まず、工業団地とか、それからIT企業が入る物件、こういう基盤的なものが弱いので、私どもは4月から、特にそういうことで県北地域、県南地域、県西地域、この辺をずっと回りながら、まず基盤の整備ができないか、市町村に協力を求めてきたところでございます。団地等につきましては、2年余り前からいろいろ宮崎市とか取り組んでいただいておりますけれども、こういうことでお願いしているところでございます。物件につきましても、IT企業が入るような物件が県南地域とか県北地域にもないかということで、地元の自治体と調査とか、そういう物件を上げていただくようなところをしているところでございます。

それと、県外企業に対しましても、私どもは誘致活動の中で県北地域、県南地域の物件等を紹介しているところでございますし、4月から調査した団地になるような土地の紹介とか、そういうところもしてまいったところでございます。以上です。

○武井委員 特に県内全体を心がけて対応いただければと思います。

もう一点なんですが、もちろんいろんな努力はされたんだろうとは思いますが、結局は長崎県にキヤノンが大規模に進出をいたしましたけれども、宮崎県としては、それに対してどのようなアプローチをされていたのか、また、勝った負けたという言い方は適切かわかりませんが、そういった意味で長崎の勝因ないしは

宮崎がとれなかったことについて、原因分析みたいなものがあればお聞かせいただきたいと思うんですが。

○矢野企業立地推進局長 企業誘致は水面下でいつもやっております、おっしゃるような企業さん以外のところも今もいろいろ進めているところでございます。まず、知事のトップセールスで今までと違った形で、例えば、今まで全然行ったことのないような企業に知事に行ってもらって、それで新しく宮崎県とのつながりをつくってもらおうとか、そういうこともやっております。まず、先ほど申し上げましたように、宮崎県に企業を持ってくるには、それぞれの課題があります。工業団地が大きいのがないとか、最近はそのような傾向が多いんですけれども、それと物流問題があります。宮崎県に持ってくる業種につきましては、製造品の企業につきましては、製品が軽いか部品等が軽いものしか誘致できないとか、そういう傾向があります。重工業とかが難しい。ですから、そういう業種的なものとかいろいろ見きわめながら、企業誘致には当たっているところでございます。

○武井委員 それはよくわかるんですが、さはさりながら、非常に大きな案件であったわけですから、見方を変えれば、あれが何で長崎県に行ったのか、逆に言うと、宮崎県は同じ競争をする立場として、長崎県の勝因といいますか、そういったものというのはどういうふうに分析をしていらっしゃるんですか。そういうものを生かしていくことが自分たちの今後のいろいろな活動にもつながってくると思うので、その辺はいかがでしょうか。

○矢野企業立地推進局長 企業誘致に当たりましては、先ほども申し上げましたように、最近では拠点化というので、マザー工場を国内につくっ

て海外との交流をしようというような動きの中で、大型の工業団地を求めるところが多い。私どもで今、大型の工業団地といえば、既存のものとして細島の1区、4区、フリーウェイ工業団地、ここらあたりが紹介できる場所なんですが、企業は市場との見合いで工場を立地していくわけでございますけれども、企業の求めるような期限と広さ、工業団地の規模、そういうものがかなうものが本県になかったというのと、それから、企業が求める地域、それがそこにはまらなかった、地域というのは県南地域ですけれども、そういうことでございます。

○武井委員 わかりました。そういったさまざまな傾向と対策、いろんな戦略をまた立てて取り組んでいただきたいと思います。

続いて、7ページなんですけれども、同じ企業誘致で、フォロー事業ということなんです、私も宮崎市周辺のところが多いんですが、いろんな企業さんを回ると、担当者はよく来てくれるという話は確かに聞くんですね。ところが全然権限がないと。例えば「入り口の信号機がつかないんだけど」と言っても、「私ではなかなか」みたいな、来てはくれるけど来るだけだというような話で、結局、この人がちゃんと権限があって、言って、それが改善されなかったら意味がないわけですね。そもそも実際に行った人にどういう権限があって、どういうふうに言った人の声が吸い上げられているのか、そのあたりをお聞かせください。

○矢野企業立地推進局長 フォローアップ事業で企業訪問しまして、いろんな相談事を受けるんですが、金融とかに関しての、短期的にできないが結論が出やすいものとか、インフラ問題とか長期的に取り組まないかんものというものもあります。また、商工観光労働部で対

応できないもの、県庁内で対応できないもの等があります。さっき言った通信とかも含めましてですけれども、こういうものにつきましては、市町村とか関係部局と協力しながらということに取り組んではおりますが、委員が行かれた企業さんが短期的にできる問題を言われたのか、長期的に取り組まないかん問題を言われたのか、よくわかりませんが、そこ辺は地道に今、取り組んではおります。

○武井委員 もちろん地道に取り組んでいただいているのはよくわかりますが、来ていただいた方としたら、その中で、じゃ、どう改善されたのかということが大事かと思しますので、そこ辺はまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

8 ページに移らせていただきたいと思います。新規雇用の1万人の件なんですけど、こういう形で非常にわかりやすく数字が出てきていると思うんですけど、改めていろいろ整理されて出された数字と今まで出されていた数字との整合性といひますか、今までと同じ計算式で出てきたものなのか、それとも新しくカテゴリーをしっかりと整理したことによって、今までとは変わったのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○金丸地域雇用対策監 考え方でございますけれども、18年度まで雇用産業再生指針ということでフォローアップをしておりました。考え方としてはその集計方法を継承したということでございますけれども、先ほど御説明申し上げましたとおり、その中で二重計上であるとか雇用期間が不明確なもの、雇用産業再生指針の場合は全体でとらえていましたので、その部分を峻別して本当の雇用創出という狭い定義で整理をしたということでございます。

○武井委員 細かいことはまたいろいろ勉強し

ていきたいと思いますけど、定義としてはよく定義されているのではないかと思うんですけど、この前もお話ししましたが、例えば季節労働とか、いろんなパターンが、労働の形態も今、非常にふえてきている中で、退職した人がマイナスになったりとか、そういうスキームというのはあるのか、基本的には足し算だけなのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○金丸地域雇用対策監 今回出しました数字というのは、19年度の事業でどれだけの雇用を創出できたかということでございまして、実際にこれによって就業した方々の中に離職者でありますとか新規学卒者が入ってきているということで、その問題とは別の問題ということで整理をしたところでございます。

○武井委員 そういった意味ではこの数字はそれでいいと思うんですけど、また別にそのあたりもしっかりとフォローしていってください。

最後に聞かせてもらいたいんですけど、観光動向調査について……。

○濱砂委員 委員長、進行ですが、一人ですつといくと、また戻らにゃいかん。だから一つ一つで区切って進行していただいけませんか。

○十屋委員長 武井委員、それでよろしいでしょうか。それでは、続けて最後まで行っていただいて、観光までを、最後ですから……。

○武井委員 最後に1点だけしたいと思うんですけど、観光動向調査でございますけれども、数字がいろいろ出ているんですけど、前も一回お話ししたんですけど、シーガイアが観光地上位等に全く数字として入ってこないというのはどういう経過なのか、またお聞かせいただきたいと思います。

○橋口観光推進課長 シーガイアとしての観光数値は発表されておられませんので。

○武井委員 そういたしますと、実際はシーガイアが発表すれば上位20位までのどこかには入ってくるだろうと思うんですが、それは県としてシーガイアに数値の情報提供等は求めているけど、出してくれないということなんですか。

○橋口観光推進課長 個別の施設の入り込み客数については、市町村のほうで数値を把握されておりまして、そちらのほうにも把握されていないということがございます。

○武井委員 シーガイアがあるかないかで多分順位は必ず変わってくる、どこかに必ず入ってくると思うんですが、そういった意味では県なりからまた今後、市が窓口なら宮崎市でも構わないんですが、そういうところを通じて数字を出してもらえませんかみたいなことの働きかけとか、それがないとちゃんとした数字に僕はならないんじゃないかなと思うんですが、そういった働きかけというのはされていくとかいうことはございませんか。

○橋口観光推進課長 また宮崎市とも話してみたいと思います。

○十屋委員長 それでは、濱砂委員のほうから御提案がありましたように、まず、最近の企業誘致の状況について、質問がありましたらお願いしたいと思います。

○星原委員 6ページ、2に過去5年間の誘致件数というのが述べてあるんですが、この間に撤退した企業はどういうふうになっているのか、あるいはその企業が抱えていた雇用人数と、何が原因で撤退せざるを得なくなっているのか、そういうところがわかれば御説明いただけますか。

○長嶺企業立地推進局次長 私のほうで概数を述べさせていただきます。

36年から企業誘致に本格的に取り組んできておるところでございますけれども、それ以降、今年9月までに誘致した件数が532件となっております。そのうち、現在、331件は操業していただいております、532件のうち、閉鎖した件数につきましては142件となっております。閉鎖の理由等でございますけれども、142件のうちに主なものといたしましては、繊維関係が53件、一般機械製造、電気機械器具製造がそれぞれ9件等となっております、これらにつきましては、いわゆる海外との競争の強化とか市場の変化とかいったことが考えられるんじゃないかというふうに思っております。

○星原委員 それと、誘致してくることは非常に大事なことなんですが、宮崎の若い人たちが県外の大学へ行って、帰ろうというときに求める企業、どういったところで働きたいんだという、そういう動向関係の調査はされているものなんですか。

○金丸地域雇用対策監 U・Iターン対策といたしまして、昭和58～59年ごろからですが、ふるさと宮崎人材バンクというのを運営しております、宮崎県に戻りたい方というのを学生の段階から登録していただいているということやっております。一方、企業にもU・Iターン人材を求めたい方というのを登録していただいて、実際に私どもの方で職業紹介までやっております、ことしも結構そういう誘致企業からの相談でUターンでお世話したという事例は出ております。

○星原委員 それはそれでいいんですが、私が思っているのは、今後、若い人たちの就職活動の中で、宮崎にこういう企業があればいいなど、どれぐらいの数になるかわかりませんが、そういうものがあれば、そういうのに向けて、そう

いう企業に行って何とか誘致してくるとか、そこまでの形でないと、来てもらえることはありがたいことなんです、企業に呼びかけて、働く人たちがいるのかどうか、集まるのかどうかという問題と、もう一つ、宮崎にいろいろ企業誘致で企業に働きかけに行って、企業が求めてきているものというのはどういうものがあるのか、要するに宮崎に対して人材がないとか、仮に水だとか、社会インフラがおくれているとか、いろんな問題があると思うんですね。企業側から今度は逆に、呼びかけに行ったときに、宮崎はどういったものが整備されておりますかという、そういったものはどういったものが出てきているのか、企業側が望む場合と、要するに働き手側が望む、その辺のことについて教えていただけませんか。

○矢野企業立地推進局長 日本立地センターの調査なんですけれども、新規工場立地計画に関する動向調査で、企業が重視する要件としましては、用地価格、交通条件、既存に近接しているかどうか、既存近接というのは、自分の工場のすぐ近くに土地がないかとか、そういうことでございます。一定のピークは過ぎつつあって、域内立地を最優先する傾向が強いということでございます。これを本県のほうに置きかえますと、今、企業誘致活動をしている中で、やはり宮崎の魅力は人材が豊富だということと水がいいということです。逆に物流問題が非常に厳しい状況にあるのでなかなか立地しにくい、こういうことでございます。以上です。

○水間委員 企業誘致の状況ですが、今、県が出資して造成した団地、どのくらいあって、今、来ていないというか、残地、残っている部分がどのくらいあるのか、そこ辺、どうですか。

○長嶺企業立地推進局長 現在、県内のほう

に約84カ所の工業団地がございます。県が出資というか、土地開発公社に貸付金を貸し付けまして、土地開発公社のほうで造成していただいているフリーウェイ工業団地が1カ所ございます。

○水間委員 フリーウェイだけですか。細島あたりはどうですか。

○長峰企業立地推進局長 細島もございまして、あれは一応完売という形になっております。それからテクノリサーチパーク、バクスターなんかが入っている団地でございます。

○水間委員 今、84カ所をせっかく示されたから、できましたら今現在入っている団地名と面積、空き地になっている部分がわかれば資料をつくってください。

フリーウェイ工業団地に委員会で行きました。そのときの委員の話の中でも、1社しか来ない流れの中で、今の団地の売買方式がいいのか、あるいはリース方式なのか、あるいは無償でどうだという話が出たんですが、商工観光労働部としてはその後の検討結果はどうなんですか。

○矢野企業立地推進局長 フリーウェイにつきましては、なぜ分譲が進まないかというので、分譲価格が高いというのが一つあります。あと人材確保に不安があるとか、そういうのがあります。土地につきましては、まず最初のリースの件でございますが、これは今、所有者が土地開発公社になっております。ここは22年に解散して、その後清算する方向になっておりますので、今、リースというような形になると非常に期間が短いということで、これはできないかなと思っています。この後、土地がまだ残っていた場合ですけれども、その場合、所有者が県になるのかどこになるかまだはっきりしていませんけれ

ども、そこからリースというのが考えられるかなと思っています。それから、土地の価格でございませぬけれども、今、1万2,000円で土地開発公社は分譲しておりまして、高原町と県のほうで補助金をそれに別に出して実質価格6,600円でございましたが、また9月に4,000円程度までに実質価格が下がるように、県と高原町で下げられないかということで条例改正等に取り組んでいるところです。

○水間委員 部長や推進局長にお願いですが、今、私の手元に東京の30数社の社長さんから、まだ業者名しかわかっていませぬけれども、県はどんな対応をとってくれるのかということが一つ心配だということもあるんですが、相手方が言うのは、宮崎県としてどんな誘致対策で補助金体制あるいは助成体制、それに対する商工観光労働部へ誘致企業として事前にお話をしたいと、知事と面談をしてみたいとか、そんな話もあるわけです。そこらあたりは部長として何か日が合えば、会社の社長の皆さん方と会っていいか、あるいは知事と直接、どういう状況で宮崎県としての誘致をしたいんだという話については、どうですか、そういう話が部長のほうで動いていただくとかいう方法はあるんですか、ないんですか。

○高山商工観光労働部長 宮崎に関心を持っていただく企業がたくさんあるということは非常にありがたいことでありまして、その企業の方のどういった御意向があるとか、そういうのはぜひ、率直にお話をさせていただければありがたいかなと思っています。

○水間委員 今、高原にある企業の社長が関連の取引の関係で東京から33社ですか、フリーウェイに入りたいというような意向もあるんですよ。ただ、あそこが土地が高いと。今、自分で高原

で操業している部分をどうにか処分をして、フリーウェイに移ってもいいんだがなという、そんな話までちょこっと出るんですけれども、部長にも会ってみたい、あるいは知事とも会って、どういうことか30数社の皆さん方にお伝えをしたいということもあるんです。ですから、そこら辺をひとつ推進局長とも話を通しながら、部長が「よし、わかった。そのうち1社でもきてもらえればいい」ということで、宮崎に出てきたいという意欲のある会社を、プレゼンテーションも含めて積極的にやっていただくといいかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○濱砂委員 先ほどの説明の中で、宮崎は人材が豊富で水がきれいだという話があったんですが、ここに20年度の誘致企業一覧が1から12まで出ていますね。人材というか、労働力は十分にすぐ確保できていますか。

○矢野企業立地推進局長 労働条件で、離職率とかいろいろあります。今はいい企業は10人採用したいというのに、その10倍ぐらいの人が来るところもございませぬし、そういうぐあいに非常に多いのは多いんですけれども、ただ、なかなか職場になじめない人もいるとは聞いています。ただ、ほかの県と比べると宮崎県は非常に離職率は低いということで、それと、宮崎の人は余り意見を言わんとか、もう少し積極的であったほうがいいのか、そんな話は聞きますけれども、概してよその県の工場と比べると、宮崎の工場のほうが生産効率が高いということでもあります。そういう意味で、一番上にあるダイシンキヤノン、ここもどんどん大きくなった企業でございませぬ。

○濱砂委員 7ページの面談状況の中に一番多いのが人材の確保・育成等というのが出ています。主になんかという内容の話が出ています

か。

○矢野企業立地推進局長 量的に非常に多いんですけれども、職員の大量退職の時期を迎えているけれども、当面は再雇用で対応、技能の継承を考えると優秀な若年労働者の確保が急務という話とか、さっき申し上げたように、すぐやめる職員が多かった、設置当初から残っているのが少ないという業種もあります。これは運輸業なんですけれども。それから、縫製業とかいうところも若年労働者が集まらないということです。業種によって人気のあるところとないところとか、そういうのがあるようです。それから、従業員のレベルが高く定着率もよい、東京、大阪では考えられないというような褒めるところもありますけれども、宮崎の人間は内弁慶で、見込みのある者を本社に出向を告げるとやめようとするとか、ちょっと具体的で申しわけないんですけれども、そういう話もあります。

○濱砂委員 ここが出ていたものですから、人材が豊富なのか少ないのか、とにかく統計上の問題がよくわからなかったものですから。

それから、今、一番来られる企業が望んでおられるのは豊富な人材だろうと思うんですが、Iターン、Uターンを含めて大体どのくらいの採用人員が年齢的には一番多いんですか。新規学卒あるいは高卒を除いて、中途採用の場合、年齢的にはどんなものですか。

○矢野企業立地推進局長 最近、IT産業も製造業もですけれども、一度経験した人を求めるというのが多いようです。新規卒業者とかは社会のマナーの教育とか技術の教育、それにコストがかかるし、時間もかかるので、年齢的には25歳から35歳ぐらいの間というのが多いと思っています。

○河野哲也委員 武井委員のほうから1問目で

あったんですけど、キヤノンの件なんですけど、県北の首長が断念したというふうに伝わっているんですけれども、キヤノンの誘致は県の段階で断念されたのか、県北の自治体の段階で断念されたのか、さっき水面下というふうにおっしゃられたんで、そういうのが伝わっているというのは、ちょっと気になる場所だったんですが。

○矢野企業立地推進局長 私どもは、企業誘致は常に水面下でやっております、それは企業からの要望ということでもあります。私どもから断念ということはありません。企業のほうから自分ところの都合に合わなくなったとか、そういうことでよそを選ばれるとか、それは常々あることです。以上です。

○河野哲也委員 キヤノンのほうから県のほうにお話があったのか、直接自治体のほうにあったのかということはどうなんでしょうか。

○矢野企業立地推進局長 誘致活動をする上で、最初の一步で少し興味を示した企業につきましては、最初、県のほうが道筋をつくるために誘致活動をしていきますけれども、その後、具体的にになると県段階では詳細がわかりませんので、地元の自治体と一緒に企業に参ります。その一緒に行った時点で、そういうことで企業側からの回答があるということです。以上です。

○河野哲也委員 結局、県は各自治体の用地に関しての例えば場所なり、面積なり、こういう用途でこの土地は使えますよというのは把握されているはずですね。

○矢野企業立地推進局長 既存の工業団地とか、IT産業が入りそうな物件につきましては、自治体に常に照会しております。自治体からも熱心なところは毎月のようにこういう案件があるけどどうかというようなところもありますし、私どもも、企業が求めるような団地とかビル等

の物件につきましては、常々、県内の中から企業が求めそうなのを把握しております。また、これにつきましては、県だけでなく、その他のいろんな宅建業者の協会とか、そういうところからも情報を得ながら把握しているところです。以上です。

○河野哲也委員 武井委員も最後にまとめられましたけど、何で他県に行ったかということをしっかり分析して、それが各自自治体に返せるような、そういうものをしっかり県のほうで持っていていただくとありがたいなと思います。

○外山委員 部長は、企業誘致をする場合に県の方針として軽薄短小、重厚長大、これをどっちに考えているのか、その基本方針というのが私はわからんですが、5人ふやした、10人ふやしたということではなくて、県の方針としてどっちを考えておられるんですか。

○高山商工観光労働部長 ただいま委員から軽薄短小か重厚長大かとおっしゃったんですが、今回の企業立地の基本計画、あの中では、例えば運輸関係とか自動車関係、バイオ関係とか、そういった4つがありますが、機械製造で重いものもあるでしょうし、例えばコールセンターみたいに全く人的な雇用の部分を重視するものもある。そこ辺は基本計画に沿った形の4つの業種を中心に、特に重厚長大とか軽薄短小とか、そこ辺に限定しないでやっておるところでございます。

○外山委員 であれば、例えばキャノンがなぜだめだったのかとか、いろいろありますね。自動車もちょっとやばいかなというふうに最近では考えるんですが、基本方針というのがしっかりとしていないんじゃないかという気がするんですよ。あなた方の説明というのはてんでばらばらだと私は思いますよ。宮崎県の特異性はどこ

にあるのかと。人材確保が容易である、これはわかりやすく言うと、安い賃金労働者でもいいというのがたくさんおると。というのは、最低賃金が全国で最悪というか、一番低いんです。それが宮崎だと。それで、年間に例えば高校生で半分は県外に行っている、これを県内にとどめておくためにどうするのかということが話題になる。ところが、フォローアップ事業では人材確保・育成等が一番問題であるというのが74件ある。これはどっちなんですか。

○高山商工観光労働部長 端的に申しますと両方あるということだと思います。といいますのは、私もことし、9件ほど企業を訪問させていただきましたが、具体的に、例えばこういった技術者が欲しいと言う方もいらっしゃいますし、逆に、年齢が高齢化しているから後を入れたいんだけど、うちの業種はなかなか来てくれないとおっしゃる方もありますし、なかなかそこ辺が難しい。そういった意味では、気持ちのミスマッチの部分とか、いわゆる就職したい人と募集するほうのそこ辺が難しいところもあるかなというふうに思っています。

○外山委員 気持ちの問題を報告でそういったことは載せるなら載せるで、ちゃんとしたわかりやすいような——どっちでもいいんですわと言われると、一生懸命読んでも、これはどっちだろうと、それが第1点です。

第2点、フォローアップ事業で同様に、増設、用地の確保等の相談が44件で断トツです。なぜ、これにこたえないのかと。今まで400件か500件企業誘致した中で、フォローアップで聞いていると44件で断トツだと。別に企業誘致しなくてもいいでしょう。これを十分満たせば誘致企業、何百社とふえるでしょう。それで私たちが聞くと、今でもそうです、「用地は幾らでもあるんで

すわ」と。これはどっちが本当なんですか。

○矢野企業立地推進局長 用地につきましては、相談というのが、開発行爲の問題とか、農転とか農振の解除とか、そういう相談等もあるわけでございます。広い土地を求める傾向と、地元の企業と県外から誘致してくる場合とは少しずつ内容が違います。そういうことでここにそう書いているわけですけども。

○外山委員 そうでしょう。であれば、それがわかるような資料にしてもらわないと、何ページになってもいいです。前の説明とこの資料の説明は全然ばらばらだから、どう判断したらいいかというのが全然こっちはわかりません。誘致された企業のフォローアップは44件として、もうちょっと工業団地をつくってくれというふうな書き方でしょう、件数から見れば。広げてくれということでしょう。それでもって質問すると「いっぱいあるんですわ」と言われると、どっちが本当なのというふうになりますから、ちゃんとそういったことをわかりやすいような資料にさせていただきたいと思います。委員長にお願いします。

○十屋委員長 わかりました。

ほか、ございませんか。それでは、次に移りたいというふうに思います。

新規雇用創出1万人の実績について、何かありましたらお願いいたします。

○濱砂委員 1万人雇用創出を目指して今、東国原県政が動いていますが、実際に知事効果というのは出てきていますか。

○高山商工観光労働部長 まず、企業誘致に関していきますと、非常に企業のアポイントがとりやすい、それと話にスムーズに入っていくやすい、ここら辺は非常に大きな効果だというふうに思っております。私どもが企業誘致なんか

をしようとする上ではそれが一番大きいというふうに思っております。

○濱砂委員 入り口の部分はそうなんです、実際に、じゃ、企業誘致がこの宮崎に入ってくるかどうかを決定するときに、その経営判断として、今、売り出し中の東国原知事、この知事効果が実際に誘致に対してあるものかどうか。よく企業誘致に努力をしますと。努力をされているのも十分わかるんですよ。ただ、決定の条件としてそれが効果として出てきているものかどうかということなんです。

○高山商工観光労働部長 非常に難しい御質問でございますが、実際、企業が立地されたりします。大きな設備投資をやりまして大きなかけをしていらっしゃるから、単に知事がいらっしゃるから来るとかいうことは、そう簡単にはないだろうと思いますが、ただ、宮崎県の取り組みとか、そういった姿勢、それについては知事の姿勢が大きく影響しますので、例えば補助金を大きくするとか、そういったものがありますから、そういった意味では信頼はいただいているんじゃないかなというふうに思っております。

○星原委員 教えてほしいんですが、8ページに19年度の雇用創出数と書いてあるんですね、それぞれ企業誘致から農林その他。逆に今、宮崎県は景気が悪くなって結局失業しているというふうに思うんですよ。だから、農林業でもふえている形だけれども、今度逆に厳しくなってやめざるを得ない、あるいは商店街でも閉鎖しなくちゃいけないとか、いろいろ出てきていると思うんですね。そういう失業していく人たちの数というのは把握されているものなんですか。ある程度わかりやすく説明できれば説明してください。

○**金丸地域雇用対策監** 年間の離職票、仕事をやめたときに出していただくわけですが、離職票の提出件数が19年度は2万6,520件になっております。短期の離職を繰り返した場合は1人の方が2件出す場合もありますので。それに対して、19年度中に就職した方が、これも就職件数ですが、2万6,995件ということで、プラス475件という状況になっております。最近の雇用情勢を見ましても、有効求人倍率は低くなっておりますけれども、求職者も求人数も減っておりまして、求人数よりも求職者のほうが減り方が大きいということから求人倍率が下がっているということで、議会でもいろいろ御議論がありました、離職者がふえているんじゃないかというような話につきましては、それを裏づけるデータとしては今のところまだ出てきていないという状況でございます。

○**星原委員** わかりました。

○**十屋委員長** ほか、ございませんか。

それでは、次に、地域雇用創造推進事業の取り組みについて、何かありましたらお願いいたします。

○**水間委員** 第1次・第2次採択、第3次はあるんですか。

○**金丸地域雇用対策監** 実は第2次採択がもう終わったんですが、これには提案をしたところはありません。といいますのは、この事業は3年度間だものですから、例えば実質延岡市のようなケースが一番長くて、2年9カ月間やれますよと。今やると今度は高千穂みたいに2年半の事業期間になりますということがあるものから、各市町村にはその辺も判断して提案したほうがいですよということで、具体的には、今、他の地域においては21年春の申請を目指して、いろいろ検討をさせていただいているという

状況でございます。

○**水間委員** 21年春というと来年ですね。今、県北地区、西臼杵と延岡でしょう。県南、県西についてはどんなお考えを持っておられますか。

○**金丸地域雇用対策監** 経緯のところに書いておりますけれども、昨年11月に県北に雇用対策連絡会議、2月に県南と西都・児湯につくりまして、5月に北諸と西諸につくりました。その中に実務担当者で構成する作業部会というのをつくっております、そこでいろいろ検討をさせていただいているところでありまして、今、具体的に相談が来ているのは北諸県地域が、実際には21年2月に申請して7月に採択というようなスケジュールで検討を進められているところでございます。

○**十屋委員長** ほか、ございませんか。

それでは、次に、観光動向調査結果について御質問はありませんか。

○**濱砂委員** 資料の内容を聞かせてください。観光動向調査結果の概要で、国内で1,200万人の観光客が見えているんですが、47都道府県中、何番目ぐらいですか。

○**橋口観光推進課長** この観光動向調査のやり方というのは各県によってさまざまございまして、そこで平成22年から今度新しい国の観光推進基本計画を全国統一しようという動きになっているわけですが、これは各県さまざまございまして、調査方法も全く違っております。そういうことで御理解いただきたいと。そういう数字は今のところ把握しておりません。

○**濱砂委員** わかりました。

このうち、国外からの観光客というのは把握されていませんか。

○**橋口観光推進課長** 現在のところ、これでは把握しておりません。そこはなかなか難しいも

のですから、把握といいますか、これも推計値で出しておりますけれども、国外からの、いわゆる外国人の観光客という数の推計は出しておりません。

○濱砂委員 もう一つ、宮崎から国内外に出ているというのもわかりにくいですか。特に宮崎から国外に出ている観光客。

○橋口観光推進課長 私ども、あくまでも県内の観光振興ということで考えておまして、県内の人が県外に出ていく、あるいは国外に出ていく、その数は私どものほうとしては、この調査上は把握できておりません。

○濱砂委員 わかりました。でも、特に国外交流は、この宮崎県から、特に東南アジアを中心にかなりの観光客が流出していると思うんです。これが一つのこれからのいわゆる海外戦略かなとも思うものですから、それだけ交流があるということですから、また別の機会に……。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、その他の事項についてお願いいたします。

○武井委員 1件だけ質問させていただきます。

観光推進課、エバー航空の件を1件質問させていただきますと思います。エバー航空の現状等はるる報道等で取り上げられているとおりにんですが、エバー航空の件で、宮崎は今、エバー航空が直行便で来ているんですが、鹿児島に中華航空のチャーターが今、来ているんです。チャーター便で鹿児島に来たお客さんが宮崎に来れば、広告の補助金という形で間接的になんですけども、中華航空を使う旅行代理店にも今、補助金が出ているという現状があるんです。現在、エバー航空も非常に厳しい現状の中で、かつ中華航空とエバー航空というのはライバル

会社でもあるわけですから、そういった意味で、私はこの宣伝の補助金というのは非常にあり方に疑問があるんですが、現状、今、どれぐらい出しているのかとか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思いますと思うんですが。

○橋口観光推進課長 今おっしゃっていますチャーター便の関係ですけれども、本県としては、あくまでもエバーの定期便を基軸に考えているわけでございます。ただ、これについては、エバーで来られる方だけでなく、九州には中華航空のチャーター便で鹿児島に入ったり、大分に入ったり、佐賀に入ったりされているという国外からの観光客がたくさんお見えになっています。そこを宮崎のほうに一人でも多く宿泊していただきたい、こういった趣旨で、宮崎への周遊、宿泊、これを進める意味で県のほうから支援をしているということでございます。

○武井委員 鹿児島チャーターの中華航空の関係の広告補助金というのは幾らかわかりますか。

○橋口観光推進課長 予定では九州各県で、5県ですけれども、共同してやりましょうということで、鹿児島、大分、佐賀、長崎、宮崎ということですが、共同広告支援ということで、一応100万円ということで計画をいたしております。

○武井委員 エバーと中華というのは非常に厳しいライバル争いをしている中で、かつ鹿児島にチャイナの定期便が来れば、宮崎のエバーのほうの定期便は本当どうなるかわからない、今でさえ欠航があるような状況の中ですから、そういった意味で、今、課長のお話もありましたとおり、県としてはエバーに力を入れていくということであれば、かつ、一方ではライバル会社にこういう形でお金を出していくというのは、本当に戦略として、まず相手がどう思うかとい

うことも考えなければいけないと思うんですが、戦略として正しいのかということはいかがでしょうか。

○橋口観光推進課長 私もいろんな形でエバー等の情報もいただいておりますけれども、また、この間、9月にもエバーのほうに直接行きまして、向こうの部長さんとお話しさせていただいたんですけれども、向こうのほうとしては、まずそういう話も出ませんでしたし、反発も感じていない。むしろ向こうとしては、今まで九州に入ってくるのが福岡便だけだったんですね。北部九州を中心とした周遊ルートには詳しいんですけども、南九州のほうでは、旅行会社を含めて、そのあたりの情報を自分たちも十分持ち合わせていないと、自分たちも南九州全体として、宮崎を中心にした周遊というのをもっともっとPRしていきたいんで、もっと情報を下さいというふうな前向きな姿勢で受けとめて帰ったところでございます。

○武井委員 それはよくわかるんですが、現実的に今、エバー航空、こういう状況にもなっていますので、もちろん、行政で行かれたときにはなかなかそういった話は——私は旅行業にいましたから、いろんなお声を聞いたりもするんですが、非常に今、シビアな厳しい状況ですので、そのあたりはしっかりと踏まえた上でまた対応していただきたいなと思います。以上です。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時2分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いしたいと思います。

○山田県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから、県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。

御説明に入らせていただく前に、一言、御報告申し上げます。

9月17日から19日にかけて本県に接近した台風13号は、宮崎市、日南市を初め、県の沿岸部を中心として、道路や河川に被害をもたらしたところであります。浸水などの被害に遭われました皆様に、心からお見舞い申し上げます。被害状況につきましては、後ほど、河川課長から説明させますが、被災した公共土木施設につきましては、早急に復旧を図ってまいりたいと考えております。

次に、単品スライド条項の運用の拡充についてであります。

単品スライド条項につきましては、本年6月25日から鋼材類と燃料油の2品目を対象に、現在、運用しているところでありますが、今回、10月1日から適用対象資材を拡大することといたしました。詳細につきましては、後ほど、技術企画課長から説明させていただきます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等について、概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして目次をごらんいただきたいと思っております。御審議いただきます

議案及び報告事項を担当課ごとに記載しております。上から順番にごらんいただきますと、まず、管理課から県土整備部の9月補正予算案につきまして御説明申し上げます。

次に、建設工事等に係る予定価格の事後公表の試行につきまして御報告申し上げます。

次に、道路建設課から9月補正予算案及び小崎トンネル2期工事に係る工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

次に、道路保全課から9月補正予算案を御説明申し上げます。また、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定を専決処分で行ったことについて、御報告申し上げます。

次に、河川課、砂防課、港湾課から9月補正予算案につきまして御説明申し上げます。

次に、都市計画課から9月補正予算案及び議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部改正」につきまして御説明申し上げます。

最後に、建築住宅課から「県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停」の専決処分を行ったことにつきまして御報告申し上げます。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等ではありますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○持原管理課長 管理課でございます。

各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が、平成20年9月定例県議会提出議案、2つ目が、平成20年度9月補正歳出予算説明資料、3つ目が、平成20年9月定例県議会提出報告書でございます。県土整備部関係分だけを抜粋いたしまして、先ほどの委員会資料にまとめておりますので、各課はこの委員会資料で説明をさせていただきます。また、台風13号による被害状況等がまとまりましたこ

とから、右肩に追加資料と付しました2枚つづりの別冊をあわせて説明させていただきます。

それでは、まず、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の9月補正予算の概要についてでございます。この表は、今回の補正額などを一覧表にいたしました予算総括表でございます。今回の補正内容は、主に国庫補助決定と県予算との差を事業間で調整したことによるものでございます。今回の補正額は、中ほどの9月補正額の一番下でございますけれども、20億3,451万4,000円でございます。補正後の県土整備部の予算は、885億5,193万5,000円、前年度同期比で97.5%となっております。

次のページ、補助公共事業の補正でございますけれども、道路事業が10億6,155万円の増額、河川事業が1億3,627万5,000円の増額、街路事業が7億2,500万円の増額など、合わせて18億6,673万1,000円の増額となります。

次に、3ページをごらんください。上の表、地方道路交付金事業でございます。道路事業と街路事業とを合わせまして3億2,060万円の増額となります。

また、下の表、県単公共事業でございますけれども、合計で1億5,281万7,000円の減額であります。

次に、4ページをお開きください。一般会計・繰越明許費でございます。公共道路新設改良事業など10事業、39億9,910万円となっております。繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整や用地交渉等により工期が不足することによるものでございます。

次に、5ページをごらんください。債務負担行為の変更でございます。道路保全課の道路受託事業で鋼材単価の急激な上昇等により、4億円の増額変更をお願いするものでございます。

続きまして、建設工事等に係る予定価格の事後公表の試行につきまして御説明させていただきます。

資料の24ページでございます。いわゆる公共三部が発注いたします一部の建設工事及びすべての建設関連業務に関しまして、来月から予定価格の事後公表の試行を実施することといたしましたので、御説明いたします。

まず、1の背景についてでございますけれども、御案内のように、現在の入札状況といたしまして、最低制限価格近くでの入札が多くなっておりまして、また、建設関連業務、特に測量及び補償コンサルタント業務におきまして、くじ引きが多発している状況でございます。また、

(2)にありますように、職員の意識改革と法令遵守の徹底の面につきましては、全庁的な対応といたしまして、職員倫理規程の制定、公益通報制度の充実強化等、また公共三部における取り組みといたしまして、6月から公共工事入札契約事務の綱紀保持マニュアルの策定等によりまして、その徹底に努めてきたところであります。次に、(3)にありますように、関係業界等からの意見もあり、また(4)にありますように、国からも事前公表の取りやめ等につきまして要請がなされているところでございました。

このような状況等を踏まえまして、不良不適格業者の排除や最低制限価格付近への集中やくじ引きの多発等が緩和されることも期待いたしまして、2にありますような内容で試行することといたしました。試行の対象といたしましては、公共三部が発注いたします一部の建設工事及びすべての建設関連業務でございます。建設工事につきましては、下の表に掲げております工事の種類ごとに、それぞれ該当する予定価格以上の工事につきまして事後公表といたします。

これらの工事につきましては、入札参加者の積算努力の促進を図るために、これまで入札者に工事費内訳書の提出を義務づけているものでありまして、入札者が一定の積算能力を有すると考えられますので、今回、事後公表の対象としたところであります。また、建設関連業務につきましては、表の少し上のところに米印をつけておりますけれども、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務の5業種でございます。建設関連業務は、工事に比べますと積算が容易であること、平成18年度まで事後公表としておりまして、入札者が一定の積算能力を有していると考えられること、さらに最低制限価格付近での入札やくじの発生など、現在の入札状況を勘案いたしまして、競争入札で行いますすべての案件を事後公表とするものであります。

(2)の試行開始日でございますけれども、試行は10月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから実施いたします。

(3)の留意点でございますけれども、①のとおり、試行は今年度末まで行いまして、その状況等によりまして、来年度以降の方針を決めることといたします。試行に当たりましては、②にありますように、改めて職員に対しまして入札契約事務に関する綱紀保持の徹底を図ってまいります。また、③にありますように、試行につきましては、その効果を多角的に検証することといたします。その上で入札不調の多発、情報漏えい等の有無につきましても十分注意を払いながら、試行内容の見直しなど、今後の対応を総合的に検討することといたします。

なお、不当な働きかけを行いました建設業者等に対しましては、入札参加資格停止措置等により厳正に対応することとなります。

以上、予定価格の事後公表の試行実施につきまして御説明いたしましたけれども、今後とも、入札制度改革につきましては、幅広く意見を伺いながら、よりよい制度の構築を図ってまいりたいと存じます。

管理課の説明につきましては、以上でございます。

○岡田技術企画課長 技術企画課でございます。

追加資料をごらんください。単品スライド条項の運用の拡充について、御説明いたします。

宮崎県公共三部所管工事においては、平成20年6月25日から単品スライド条項の運用ルールを定め、価格高騰の著しい鋼材類と燃料油の2品目を対象に運用しているところですが、ここで鋼材類というのは、鉄筋とか鉄骨を指しております。燃料油とは、ガソリン、軽油、重油でございます。単品スライドについては、6月の委員会でも報告させていただいたところでございますが、今回の拡充は、これらの2品目のほかにも、原材料費の高騰などに起因して工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が上昇している資材が見られ始めていることから、単品スライド条項の運用を平成20年10月1日から拡充することといたしました。なお、国土交通省においては、平成20年9月10日から運用を拡充したと聞いております。

それでは、本県の単品スライドの実施状況でございます。平成20年6月25日から鋼材類と燃料油の2品目を対象に運用しておりますが、現在のところ、4件申請がございまして、そのうち1件について協議が成立したところがございます。いずれも県土整備部所管事業でございます。

次に、今回の適用対象資材の拡大ですが、従前の指定の2品目のほか、発注者・受注者間の

協議に基づき、対象資材を拡大するとしたところでございます。従前からの考えとの比較を表にまとめておりますので、表で説明いたします。中ほどが従前の運用、そして右端が今回の拡充運用でございます。価格変動地域のとらえ方ですが、これまでは全国的な価格上昇に限定しておりましたが、今回の拡充では地域的な価格上昇でも可能としたところでございます。また、対象となる品目ですが、鋼材類、燃料油に限定しておりますが、今回の拡充では工事の総価に大きな影響を及ぼすもの、ただいまのところ生コンとかアスファルトが想定されます。品目の指定については、これまでは県において指定しておりましたが、今回の拡充では、発注者・受注者間の個別協議に基づくとしております。変動算定ルールについては変わりはありません。工事請負額に対して1%以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、工事請負額の1%を超える額を発注者が負担するとしております。

最後に、申請時期ですが、これも従前と変わりなく、工期末の2カ月前までに請求としておりますが、周知期間として、工期末が20年10月1日以降で平成21年1月31日以前にある工事については、請求は工期内かつ平成20年11月30日までに請求できるとしてしております。このことは国の運用も同じでございます。

技術企画課からは以上でございます。

○山崎道路建設課長 道路建設課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の8ページをお開きください。当課の補正予算額は5億6,755万円の増額をお願いしております。補正後の予算は234億4,701万7,000円となります。

9ページをごらんください。補正予算の内容でございます。上から6行目の(事項)公共道

路新設改良事業費であります。国庫補助の決定に伴いまして4億8,045万円の減額であります。内訳としまして、一般国道が6億8,000万円の減額となっております。これは、今年度、地方道路整備臨時交付金事業の制度改善が行われまして、国道事業の特殊改良事業の一部が地方道路交付金事業に振りかえとなっております。地方道につきましては、1億9,955万円の増額となっております。

次に、(事項) 地方道路交付金事業費であります。地方道路臨時交付金決定に伴うもので、先ほど説明しましたとおり、一部国道事業が振りかえとなったことから、9億5,400万円の増額となっております。

次に、(事項) 県単特殊改良費であります。県単特殊改良事業の実施箇所対応のために9,400万円の増額をお願いしております。

補正予算につきましては、以上であります。

続きまして、委員会資料の26ページをお開きください。議案第15号「工事請負契約の変更について」であります。本件は、国道448号、平成18年発生道路災害関連事業で採択された小崎トンネル2期工事の請負契約の変更についてであります。27ページもあわせてごらんください。施工箇所が国道448号を串間市内から東のほう、都井岬方面へ約15キロの箇所でございます。災害査定の結果、トンネル587メートルを含みます全体1,040メートルのバイパスで採択決定を受けたものでありまして、トンネル587メートルのうち187メートル区間につきましては、1期工事として今年3月末に完成をいたしております。

26ページに戻りまして、1に災害復旧工事の全体概要を、2に今回の小崎トンネル2期工事の概要を記載しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。

(1) の契約金額を9億2,879万5,350円から9億4,827万1,000円に、1,947万5,650円の増額、

(2) の契約工期を当初、平成19年10月1日から平成20年11月30日までとしておりましたものを、平成21年2月28日までの約3カ月間の工期延伸をお願いいたしております。

道路建設課は以上でございます。

○東道路保全課長 道路保全課でございます。

当課の補正予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の11ページをお開きください。当課の補正予算額は12億9,268万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は139億7,368万3,000円となります。

以下、内容を御説明いたします。

12ページをお開きください。まず初めに、(事項) 公共交通安全施設事業費と次の(事項) 公共道路維持事業費です。これらは、国の補助を受けて自転車歩行者道の整備や防災対策を行う事業ですが、国庫補助の決定に伴い、それぞれ8,400万円の増額と3,800万円の減額であります。

次に、(事項) 県単道路維持費5,775万円の減額と、13ページの一番上、(事項) 県単舗装補修費2億8,931万7,000円の減額、そして14ページの(事項) 県単橋梁維持費2,750万円の減額ですが、これらは、すべて、13ページ下段の(事項) 地域自立・活性化交付金事業費の県費負担額への振りかえに伴う減額であります。これに伴いまして、(事項) 地域自立・活性化交付金事業費は14億9,600万円の増額となっております。

続きまして、13ページの上から2段目の(事項) 沿道修景美化推進対策費の◎青島地区ブーゲンロード整備事業です。これは、財団法人日本宝くじ協会の助成を受けて、観光宮崎の中心

の一つである青島地区の県道においてブーゲンビリアの植栽を行う事業であります。助成金の決定に伴い、525万円の増額であります。

最後に、(事項) 地方道路交付金事業費であります。これは、歩道整備や交差点改良並びに災害防除等を行う事業であります。地方道路整備臨時交付金の決定に伴い、1億2,000万円の増額であります。

予算関係につきましては、以上でございます。

次に、損害賠償を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

委員会資料の29ページをお開きください。報告は3件でございます。発生日及び発生場所につきましては、左の欄に記載のとおりであります。

事故の内容について御説明いたします。1件目の落石事故につきましては、自動車で行方不明、道路左側ののり面から車両直前に落下してきた落石に乗り上げ、車両前方部及びエンジン部分を損傷したものであります。損害賠償額は35万5,709円です。

2件目の落石事故につきましては、自動車で行方不明、道路左側ののり面から発生した落石が車両左前方部を直撃したことにより、車両を損傷したものであります。損害賠償額は5万9,010円です。

3件目の矢印板衝突事故は、自動車で行方不明、事故現場に近接する道路工事予定地に設置していた県土木事務所所有の矢印看板が風で転倒し、車両に衝突したことにより、車両左前方部を損傷したものであります。損害賠償額は7万8,225円です。

なお、賠償額につきましては、いずれも、すべて道路賠償責任保険から支払われます。

報告事項の説明は以上であります。道路の安全を確保することは、道路管理上最も重要な事項であります。今後とも、道路の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

道路保全課は以上であります。

○岩切河川課長 河川課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の15ページをお開きください。当課の補正予算額は1億7,877万5,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は211億4,556万5,000円となります。

次に、補正予算の内容でございます。16ページをごらんください。まず、(事項) 公共河川事業費でございます。これは、国の補助を受けて洪水による災害の発生や内水被害を防止することを目的とした河川改修などを行う事業でございます。国庫補助の決定等に伴い、1億3,627万5,000円の増額です。

次に、2番目の(事項) 県単河川改良費です。これは、県管理の河川のうち、国庫補助の対象にならない局所的な河川の改修や堆積土砂対策を実施するための事業でございます。県単河川改良事業の増加に伴い、4,250万円の増額です。

補正予算につきましては以上でございます。次に、台風13号関係でございます。

別に配付しております追加資料の2ページから3ページにかけて資料をお出ししております。9月17日から19日にかけて本県に台風13号が接近しまして、この台風によりまして宮崎市、日南市を初め、県の沿岸部で交通の途絶や護岸の決壊など被害が発生いたしました。

まず、被害の状況でございますけれども、1の(1) 県・市町村管理施設の被害状況でございます。全体で県の管理するものにつきまして

は、77カ所、被害が11億8,700万円でございます。市町村工事につきましては、全体で172カ所、8億3,700万、合わせまして県全体で249カ所、20億2,400万ということになっております。

主な被害箇所及び道路規制状況でございますが、(2)の①、まず、道路関係でございます。国道220号線、これはのり面が崩壊いたしまして、応急工事が実施されて、21日には開放されておりますが、全面的な復旧につきましては、まだ未定ということございました。それから、鰐塚山田野停車場線、市木南郷線につきましては、それぞれ路肩決壊で全面通行どめとなっております。②の河川関係でございます。日南にございます伊比井川の河道埋塞、これは応急工事が実施を終わっております。それから、清武川、加江田川、井倉川、瀧上川等で護岸の決壊や浸水被害が発生いたしました。それから、砂防関係でございます。砂防関係は、日向市の寺迫地区、日南の空田地区、日南の大堂津地区でそれぞれがけ崩れ、家屋の倒壊もございましたけど、幸いにも人的被害はございませんでした。それから、道路の規制状況ですが、現時点では、県道の3路線3カ所が規制をされております。

3ページに移りまして、2の今後の対応でございます。まず、災害査定につきましては、現在、公共土木施設の被災箇所につきましては、国の災害査定を受ける必要がありますけれども、11月中旬に査定を受けるということで、現在、調整中でございます。それから、②の台風被害に伴う全面通行どめの箇所の交通の開放の見込みでございますけれども、鰐塚山田野停車場線につきましては10月中旬ごろ、市木南郷線につきましては11月末ごろ、大戸野清武線につきましては9月末に復旧の予定でございます。③主な浸水被害箇所でございますけれども、加江田

川、宮崎市加江田でございますが、床下6戸が浸水をいたしました。日南の福谷川、床上、床下合わせまして10戸、串間の市木川、床上1戸ということでございます。それぞれ事業をやっている区間もございますので、現在、対策に向けて検討中でございます。それから、④の砂防関係でございます。主な被災箇所としましては、日南の大堂津地区、これにつきましては、公共土木施設災害復旧事業で対応、日向の寺迫地区、日南の空田地区につきましては、それぞれ治山事業で対応するということになっております。

台風13号による被害の報告については、以上であります。

○桑畑砂防課長 砂防課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の17ページをお開きください。当課の補正予算額は5,243万6,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は49億1,100万3,000円となります。

以下、主な内容について御説明いたします。

18ページをお開きください。まず、(事項)公共砂防事業費であります。これは、土石流などの土砂災害から人命財産を守るために、砂防堰堤等の整備を行う通常砂防事業、流域単位で整備を実施する総合流域防災事業、激甚な災害が発生した地域の災害防止対策を実施する特定緊急砂防事業等ではありますが、国庫補助決定に伴い、1,293万6,000円の増額をお願いいたします。

次に、19ページをごらんください。(事項)県単公共砂防事業費であります。説明欄1の県単砂防事業につきましては、国庫補助事業の対象とならない小規模な砂防工事や地すべり対策工事を実施するものであり、砂防堰堤の補強や土砂流入防止のための除石に係る経費として3,000

万円の増額をお願いしております。

次に、(事項) 県単公共急傾斜地崩壊対策事業費であります。これは、国庫補助の対象とならない小規模な急傾斜地崩壊対策工事や修繕等に要する経費であります。説明欄1の県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業につきましては、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけにおきまして、市町村が実施する急傾斜地崩壊防止施設の設置等の工事に対して、県が2分の1の補助を行うものであり、1,000万円の増額をお願いしております。

砂防課は以上でございます。

○竹内港湾課長 港湾課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の20ページをお開きください。当課の補正予算は、一般会計で3,853万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして2億4,614万2,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

21ページをごらんください。まず、上段の(事項) 港湾調査費でございます。この事業は、港湾の測量調査などに要する経費でございますが、港湾計画調査などの費用として3,000万円の増額をお願いしております。

次に、下の(事項) 公共港湾建設事業費でございます。この事業は、重要港湾及び地方港湾の建設事業に要する経費でございますが、国庫補助の決定に伴いまして、6,853万円の減額でございます。このうち4の長寿命化計画策定事業は、新規事業でございますが、1,670万円をお願いしております。この事業は、ことし創設されました国庫事業でありまして、港湾施設の計画的かつ適切な維持管理を推進し、将来のコスト抑制を目的として、維持管理計画を策定するもので

あります。

港湾課の補正予算につきましては以上でございます。

○黒田都市計画課長 都市計画課でございます。

まず、当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料では22ページであります。当課の補正予算額は、一般会計で1,840万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、31億2,973万6,000円となります。

次に、補正予算の内容でありますけれども、主なものを御説明いたします。

23ページをお開きください。まず、(事項) 公共街路事業費であります。国庫補助決定に伴う7億2,500万円の増額であります。内訳としまして、説明欄1の橋梁整備事業1億9,500万円の増額につきましては、国庫補助決定に伴う増額であります。説明欄2の交通円滑化事業5億2,000万の増額及び3の日豊本線日向地区連続立体交差事業1,000万円の増額につきましても、国庫補助決定に伴う増額でありますけれども、これは、下段の(事項) 地方道路交付金事業費による街路整備の一部について、公共街路事業費で取り組むことになったためであります。

次に、(事項) 地方道路交付金事業費ですが、地方道路整備臨時交付金の決定に伴いまして、一部公共街路事業費への振りかえがあったことなどから、7億5,340万円の減額となったものであります。

補正予算については以上であります。

次に、議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

委員会資料の30ページをお開きください。1の改正の理由ですが、乗合自動車広告、いわゆ

るラッピングバス広告の許可制度につきましては、平成20年10月1日から施行することにしておりますので、これに関する許可申請手数料について定めるものであります。

2の改正の内容ですが、第3条第1項第391号屋外広告物許可申請手数料に乗合自動車広告の許可根拠規定があります。「宮崎県屋外広告物条例第15条の2」を加えまして、手数料の金額を定めております別表2、391の項、屋外広告物許可申請手数料の区分に記載しております広告物に「乗合自動車広告」を加えるものであります。

また、3の施行期日ですけれども、公布の日からとしております。

なお、次の31ページに現行条例と改正案の対照表を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

都市計画課については以上でございます。

○藤原建築住宅課長 最後に、建築住宅課であります。

委員会資料の32ページをお開きください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

県営住宅家賃を滞納されている方に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな納付指導を行っているところでございますけれども、受益者負担の公平性を確保する観点から、悪質な滞納者に対しましては、明け渡し訴訟等の法的措置を講じているところであります。今回、御報告いたしますのは、県営住宅の家賃を滞納しており、これまでの再三再四の請求に対しても家賃の納付がないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行ったところ、表の一番左の種類の欄に記載してあります和解

に係る3名につきましては、滞納している家賃を分割により納付する旨の申し出があり、分割納付もやむを得ないものとして和解を行うこととしたものであります。また、訴えの提起に係る2名につきましては、明け渡し請求に対し何らの反応もなく、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求めて訴えを提起するものであります。表の右端にあります専決年月日欄に記載の日付をもちまして、それぞれ専決処分を行ったものであります。以上でございます。

○十屋委員長 それぞれ執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案と報告事項と、その他の報告事項というふうに3種類ありますが、まず、議案の管理課、道路建設課、道路保全課を先に3つ済ませまして、順次、河川課、砂防課、港湾課、そして次に都市計画課、建築住宅課、そしてその他の報告事項というふうに審議をしまいたいと思っております。以上、よろしく願い申し上げます。

まず、管理課、道路建設課、道路保全課の議案、補正予算について、それから損害賠償額を定めたことについて、工事請負契約の変更、これについてお願いいたします。

○武井委員 損害賠償の件、1点御質問します。今回の件は説明もありましたのでよくわかったんですが、前回、非常に多額の損害賠償が出たかと思うんですけれども、その方の件は支払いしてその後、進捗等はどんな感じなんですか。

○東道路保全課長 支払いも済みまして、もう済んでおります。

○水間委員 一番最後の32ページ、分割納付で和解をした3件と訴えの提起……。

○十屋委員長 道路保全課、損害賠償の別紙1ということでお願いします。後ほど、時間をゆくりとります。

議案の予算と損害賠償と工事請負契約の変更、なければ次に移りたいと思いますが、よろしいですか。何かありましたら、後ほど、またお受けしたいと思います。

次に、河川課、砂防課、港湾課の議案第1号の補正の額等につきまして……。

○水間委員 先ほど、港湾で福祉関係の予算みたいな長寿命化計画策定事業、いわゆる適切な維持管理をするための計画事業だという話でしたが、もう一回説明いただけませんか。

○竹内港湾課長 長寿命化計画策定事業につきまして御説明いたします。この事業につきましては、港湾の施設の整備が進むにつれまして、一方で老朽化も進んでおるといってございまして、今後、ますます施設の維持管理費の増大が見込まれますことから、施設ごとに維持管理計画書を策定して、適切な維持管理を行うものでございます。

○水間委員 今回の新規の予算については、1,670万という予算で計画書をつくって、そして適正な維持管理ができるようにいろいろな維持・修繕を含めた中のまず計画書をつくるんだと、そういうことですね。

○竹内港湾課長 そのとおりでございます。

○水間委員 今のに関連しますが、今のところの全般の流れといいますか、計画書に上がる箇所とか、あるいはどのくらいだというのは目安がついているんですか。

○竹内港湾課長 今回の計画書の策定に当たって、国の補助事業ということで20年度に創設された事業でございます。その事業内容が、例えば防波堤とか係留施設、岸壁とか栈橋でござ

います。それと、臨港道路の橋梁等の維持管理計画書をつくることが補助対象ということで、これらの施設につきまして計画書をつくるものでございまして、県下では308の施設につきまして、これは5カ年計画でつくってまいりたいと思っておるところでございます。

○外山委員 補助金適正化法との関係はどうなるんでしょうか。例えば防波堤を何年前に補助金を受けてつくったと。耐用年数が20年なら20年として防波堤をつくるでしょう。福祉的な表現で私もわからんですが、長寿命化計画ということは、例えば、一部破損をした、劣化が激しい、でも一方では適正化法で耐用年数が20年ということで設定をしていると、そこを補助事業をする場合にどういう関係になるんでしょうか。

○竹内港湾課長 先ほど言いました港湾施設につきまして、例えば、異常気象等で被災を受ける場合は負担法の災害で対応いたします。それ以外のもので、施設が時間がたてば老朽化しますので、これを維持管理をしていきますけれども、先ほど言いました、施設がかなり多くなっておるといってございまして、維持管理の計画をつくります。その中には定期点検とか異常時の点検等の頻度とか目的を書きまして、そういう点検を積み重ねていきまして、その積み重ねた結果で今後の維持管理の仕方、いつするかということをつくっていく、そういうことによりまして施設の全体の長寿命化を図っていきたいというものでございます。

○外山委員 ちょっとぴんと来ませんから、また後で教えてください。

○竹内港湾課長 わかりました。

○外山委員 以前、こういうことがあったんです。国の補助を受けて焼却処分場を耐用年数以前で壊した。一部老朽化もあって、新しくつくっ

たほうがいだろうということで壊したんです。適化法の耐用年数以前に壊した場合に、5,000万の国庫補助返還が来たんですよ。だから、こういったところも、耐用年数がありながら国の補助を受けていて、これは壊したほうがいい、新しくつくったほうがいいといった場合に、補助金を返せというようなことがあるのかなど。例えば、これは一部補修がいい、また、ある場合はこれは全面的にやりかえたほうがいい場合もあるわけでしょう。その場合に適化法が適用されるのかどうか。何百何十件調査をした上で、これは一部ではだめだ、根っから壊したほうがいい、そういった場合があったときにどうなるのかということをお伺いしています。以上です。

○竹内港湾課長 施設の更新のお話かと思いますが、施設が老朽化しているということで、先ほど言われました耐用年数が来ておる、そのときには耐用年数が来ておりますので、補助金等の返還はないかと思っております。

○十屋委員長 耐用年数以前に取り壊しをしようと迫られたときにどうなるかと。適化法と長寿命化は、壊すまでの延命策として長寿命化を計画されると思うんですけれども、その中で今、耐用年数が来る前に壊さざるを得なくなった場合はどうなるか、返還があるのかという御質問だと思うんですが。

○竹内港湾課長 耐用年数、例えば防波堤とか50年とかありますけれども、その前に撤去するということについては、耐用年数前ですので、補助金の返還が伴うかと思っております。ただ、それ以前に補修の必要性がわかってまいりますので、その補修につきましては、随時、悪いところにつきましては補修していきまして、延命化を図るということでございます。

○濱砂委員 20年9月補正の中で金額の大きいやつ、道路建設課の5億6,700万と道路保全課の12億9,200万円、この内容を教えてください。12ページで道路橋梁費が出ていますが、内容がわからんのですよ。

○山崎道路建設課長 9億5,400万の補正のことによろしいでしょうか。9ページ、(事項) 地方道路交付金事業費になります。先ほどちょっと御説明しました、その上の公共道路新設改良事業費の中の国道の内訳の特殊改良事業が、8億5,200万の減額になっております。この部分が地方道路交付金事業の制度改正がございまして、それまでは交付金事業は国道は対象にならなかったのですが、これが今回、地方道路交付金事業のほうでも国道を見れる、事業の採択になるということになりまして、その分、国道事業が地方道路交付金事業のほうに回りました関係上もございまして、増額になっております。具体的な箇所でございますが、国道事業7路線の14工区が新たに公共道路新設改良事業費のほうから地方道路交付金事業のほうに振りかえということになっております。以上です。

○濱砂委員 7路線は地名もわかっておるんですね。特に大きなのがどこにありますか。

○山崎道路建設課長 国道事業の中で大きい箇所でございますが、国道327号線の中野原工区、国道448号線の串間の蔵元工区が1億4,000万等でございます。

○濱砂委員 1億超すのはその2つぐらいですね。

○山崎道路建設課長 はい。ほかに8,000万クラスの箇所もございます。国道503号線の日向の大白尾工区等でございます。

○濱砂委員 今度は入札関係なんですけど、8,000万以上が今、特Aの総合評価型の対象になる工

事ですね。これが何ぼぐらいあるかが聞きたかつたんです。わかれば教えてください。

○山崎道路建設課長 今の振りかえ箇所のことです。よろしいでしょうか。8,000万以上の箇所につきましては、先ほど事業費、例えば、327号の中野原8,000万という事業費をお答えしましたが、これの中から事務費とか差し引いていきますので、現実的に工事費で8,000万円が出てくると考えられますのは、448号の蔵元工区ぐらいだろうと考えます。

○濱砂委員 次に、13ページの地域自立・活性化交付金事業費、この内容はどのようなやつなんですか。

○東道路保全課長 これは、舗装補修等の今まで県単で行っていた分が交付金で認められるということで、この地域自立を、主に舗装が……。

○濱砂委員 ちなみに、工事するとしたらどのくらいですか。

○東道路保全課長 箇所数で38工区考えております。

○濱砂委員 これも総合評価が対象になる工区というのはどのくらいですか。

○東道路保全課長 舗装ですから、1,200万以上が対象になってくると思います。

○濱砂委員 箇所は。

○東道路保全課長 箇所数は今のところつかんでいません。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

それでは、次に移りたいと思います。都市計画課、第1号議案と第5号議案の「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」並びに建築住宅課、報告事項の県営住宅の管理上必要な訴えの提起等について、質疑はありませんか。

○水間委員 訴えの提起の2件ですが、どのくらいの家賃を未納しているのか。

○藤原建築住宅課長 2件ございますが、上段の方につきましては、67カ月分の170万でございます。下段の人が34カ月の62万円という状況でございます。

○水間委員 非常に高額な金額ですが、上の3件の分割納付で和解をされたのは月どのくらいの和解金額になりますか。

○藤原建築住宅課長 和解金額と申しますか、家賃を滞納している額を計画的に少しずつでも払っていただけるということでございまして、このお三方につきましては6万円、毎月の家賃とはまた別に今まで滞納した分もお支払いいただくということになりますので、少し現家賃よりは高くなる状況になります。それぞれ個人的な状況を踏まえてお支払いいただくということになります。

○水間委員 一番上の方が6万円ずつ別に払いながら、家賃としては家賃の分はちゃんともらえると、そんな和解の方法ですか。

○藤原建築住宅課長 そういうことになります。

○水間委員 保証人という流れの中では、保証人に直接いつているとか、本人が払っているということですか。

○藤原建築住宅課長 当然、保証人の方も含めて滞納の整理の協議は行いますけれども、最終的には御本人がお支払いいただくということにいたしております。

○水間委員 これでまた滞納になった場合にはどうなるんですか。

○藤原建築住宅課長 現在のところ、和解ということで進めておりますけれども、この表の左から2番目の内容の欄の2にございますとおり、分割納付を2回以上怠ったときは、住宅を明け渡すことという約束になってございまして、これが履行されなければ強制執行等の申し立てを

行っていくということになってまいります。

○水間委員 今まで強制執行して明け渡し例はあったんですか。

○藤原建築住宅課長 強制執行をやりますとほとんど明け渡しになっております。

○水間委員 それは年に何件ぐらいあるものですか。

○藤原建築住宅課長 強制執行につきましては、直近ですと、平成10年から47件ほど実施いたしております。ほとんど明け渡しになってございます。

○十屋委員長 ほかがございませんか。

○武井委員 都市計画課、1件お伺いいたします。23ページの日向地区の連続立体交差事業が1,000万出ているんですが、私の勝手な認識ですが、ある程度めどはついているのかなと思っただんですが、今回、こういう感じで補正が出ているんですが、具体的にはどういった事業について補正が出ているということでしょうか。

○黒田都市計画課長 日向の連続立体交差はほぼ終わっておりまして、鉄道高架に伴いまして、電波障害、そういった関係の補償がございまして、その関係の処理で上げてございます。以上でございます。

○武井委員 電波障害とは、例えばテレビが見えなくなった家庭が出たとか、そういったようなことですか。

○黒田都市計画課長 鉄道が高い位置になりますので、それで近くの家屋がテレビが映らなくなったりとか、そういった事例がございます。

○武井委員 わかりました。

では、先ほどの水間委員の関係で少し関連で御質問したいんですが、訴訟にかかる経費というのは、大体どれぐらいかかって、今回のこの5件でもいいですし、1件幾らぐらいかかって、

それはどういうふうな形で予算の手当てがされているのか、お伺いしたいと思います。

○藤原建築住宅課長 ちょっと時間をいただけますか。件数ごとに金額等も異なるものですが、後ほどお答えいたしたいと思いますが。

○武井委員 金額はまた後ほどいただければ結構なんですけど、例えば、いろんな物事の契約の中には、訴訟の場合の経費は、甲、乙なりあったときには、県が甲で入居者が乙だったら乙の負担とするみたいなこともあるんですが、基本的にはこの訴訟にかかる経費というのは、県の方は県なりが負担をして、最終的に乙、つまり払わなかった人に負担させるということにはならないということですか。

○藤原建築住宅課長 基本的には乙と申しますか、いわゆる入居者側の負担ということを請求しております。

○武井委員 確認ですが、最終的にはもちろん、和解で当然、家賃の負担ということもあるんですが、それプラス、今回のこういった訴訟にかかった経費についても請求していくと、現にそれで請求をして払ってもらっているということになるのでしょうか。

○藤原建築住宅課長 訴訟費用はそういうことでもございますけれども、事前のいろんな弁護士等との相談ですとか、こういった費用はまた別途計上いたしております。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

○外山委員 先ほど、滞納で悪質と良心的なという表現をされたんですが、最近、非常に不景気だということで、今の滞納者というのは8000分のどのくらいなんでしょうか。

○藤原建築住宅課長 現在の入居者が県営住宅は8,332名ございますが、この中で今現在入居されている方の滞納者というのが360名ございまし

て、約4.3%程度が滞納者という方々でございます。この360名の方々につきまして、それぞれ個別的に面談等を行いまして、基本的には滞納されている家賃をお支払いいただくというふうな協議になってまいりますけれども、その協議の席上で非常に責任を感じられて、少しでも計画的にお支払いいただくという方につきましては、それなりの事情を十分考慮した上で対応いたしております。ただ、そういう協議の場にさえ着いていただけない、あるいはそういうふうな連絡等を差し上げて何ら返事もない、こういう方々につきましては、強制的な措置を講じているという状況でございます。現在、この360名の中でそういう方と申しますか、おおよそ45名程度の方々を対象にこれから整理をかけていこうと。45名の中には今回御報告いたしましたこの5名の方も含まれますけれども、そういう方々について整理をかけていくという状況でございます。

○外山委員 8000分の360、360分の45、今回は45分の5を対象としたということでいいんですね。

○藤原建築住宅課長 そのとおりでございます。

○外山委員 残り40については、計画性を持って対応するというふうに理解してもいいんですか。それとも一度にするのか。

○藤原建築住宅課長 今申し上げましたとおり、個別に協議に当たっておりますので、この協議の状況を踏まえながら次の措置を検討していくということになりますので、皆さん一緒にといいことにはならないと思います。

○外山委員 議案として何回もこれは多分上がってくると思うんですよ。ですから、一応、すべて40を当たると、状況を見て一度にといいほうが議案も1回で済みますから。非常に厳しい状況ということはいくわかります。

8000分の360の中で生活保護者の割合はどのくらいなのでしょう。

○藤原建築住宅課長 生活保護者の割合までは把握いたしておりません。

○外山委員 なぜ、そういったことを申し上げたかということ、福祉との連携を図った上で、可能な限りこういった処理をしなくてもいいような環境というものをつくっていただきたいということで申し上げました。でないと、双方が傷つきますからね。ケースワーカーとか、そういった方々と十分話をして、できるだけ行政処分、そういったことをしなくてもいいような環境をつくっていただきたい、要望にとどめておきます。以上です。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

武井委員の質問は後ほど報告いただくということで進めさせていただきたいと思えます。

その他の報告事項について質疑がありましたら、お願いいたします。建設工事等に係る予定価格の事後公表の試行について、単品スライド、台風13号の以上3件であります。

○武井委員 事後公表の件ですが、留意点のところに3点あります。内容はよくわかりましたので、質問いたしますが、留意点①試行は今年度末まで行い、その状況等により来年度以降の方針を決めるということなんですが、来年度以降の方針ということは今年度に決まるということですが、大体いつごろをめどに来年度以降の方針を正式に決定したいということでしょうか。

○持原管理課長 来年度以降の対応としては、試行を継続する、あるいは本格実施でやる、あるいは試行を中止して事前公表に戻ると3つの選択肢を考えておりますけれども、今からの入札不調の状況とか不落の状況、その辺もありますので、年度末までにはその状況を見ながら判

断をしたいというふうに考えております。

○武井委員 もちろん年度末までに決まるということになるんでしょうけど、委員会審議もありますので、例えば2月議会の委員会の中で審議できる状況の段階で決まるのかどうか、例えば末々なんかに決まってしまうと、こういった委員会審議もない状態の中で方針が決まるということになるので、そういう意味では、できれば2月議会までに決められるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○持原管理課長 その辺は、十分状況を見ながらまた御報告させていただきたいというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、②の職員に対する入札・契約事務に関する綱紀肅正の徹底を図るということですが、改めて事後公表の試行するということを踏まえた上で、例えば何か通達を出すとか、土木事務所に対して何か指示をされるということがあるのかどうか、お聞かせください。

○持原管理課長 その点に関しましては、これまでも職員倫理規程の制定でありますとか、公益通報制度あるいは不当な働きかけの記録公表制度等、それぞれ施行に応じて従来から指導してきているところなんですけれども、今回、綱紀保持マニュアルに、マニュアルというのは6月からつくりましたので、改めて、例えば入札前の設計書の管理でありますとか、あるいは業者の事務室内への立ち入りの注意喚起でありますとか、あるいはパソコンの管理でありますとか、そういうものについては改めて今後、現在もやっておりますけれども、引き続き強化していきたいと。最終的には意識改革の問題かなというふうに考えていますので、その辺は細かく、

例えば庁内会議、所属会議等で引き続き小まめに注意を喚起していきたいというふうに考えております。

○武井委員 先日、ある土木事務所に、宮崎ではないところだったんですが、ちょっと見に行ったら、OBの方だかだれかわかりませんが、担当者のデスクのところでお話をされているというシーンを見たんですけれども、やはりこういったふうな形で事後公表、つまり秘密にする部分が発生するということがあれば、先ほど課長からあったとおり、事務エリアへの立ち入りというのは原則、部外者のほうが入らないようにするという、これはぜひ徹底していただかないと、例えばそこから機密が見えてしまうということもあるわけですね、人間ですから。偶発的なこともあるわけですから。この徹底というのは改めてお願いできないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○持原管理課長 若干、物理的な問題もそれぞれ事務所であろうかと思えます。それと、今、入札制度、いろいろ厳しい状況もありまして、OBに限らず、いろんな業界の方々とのいろんなお話を聞く場面というのも必要かと思えます。そういう面もございますので、そこを一律規制するのはどうかなという議論もありますので、例えば、あいさつだけという場合には名刺置きを活用してもらうとか、その辺の徹底もいろいろ工夫しながらやっていきたいと考えております。

○武井委員 わかりました。最後にしますが、例えば、今、会社でも完全に、お客さんが来たときには執務スペースの外にちゃんとソファなり置いてやるとか、土木事務所、カウンターもあるわけですから、やはりそういったところで、こういったことも一歩踏み出すということですか

から、ぜひ、それぞれの事務所、スペースもあるでしょうけど、知恵を出して対応していただきたいなと思います。以上です。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

それでは、その他のその他で。

○濱砂委員 1つは資料要求なんですけど、先ほどの地方道路交付金事業の7路線14工区の内訳、箇所、金額をお願いいたします。

それから、13ページに移ります。地域自立・活性化交付金事業費14億9,600万円の38工区の工事箇所、金額をお願いいたします。資料要求です。委員長のほうでよろしくをお願いいたします。

○十屋委員長 課長、いいですか。お願いいたします。

○東道路保全課長 はい。

○濱砂委員 それから、道路の維持費と景観事業による草刈り等々、それと河川のしゅんせつなんですけど、河川も土砂が堆積しているところがたくさんあるんですけど、そういったところは各土木事務所にはある程度の余裕を持たせて、その裁量によって事業ができるというようなものはしてあるんでしょうか。

○東道路保全課長 道路の草刈りにつきましては、その年度当初にある一定の金で割り当てております。草刈り費用ということではなくて、維持費の中で事務所ごとに対応してもらっているということです。

○濱砂委員 特に目立つようなところは、少々無理があってもという言い方も悪いんですけど、余りに見苦しいようなところは率先して対応してもらおうように、そういった指示も流しておっただけませんか。一律になっている要素が強いものですから。それから河川のほうも。

○岩切河川課長 河川のほうも事務所の要望を聞いて、全額というわけにはいかんのですけれ

ども、できるだけ範囲内で予算配置をしておりますので、先ほどと同じような措置をとっていただきたいと思います。

○濱砂委員 よろしく申し上げます。といいますのは、土木事務所単位でも余り予算がないものですから、どういうことがあるかわからんというので、出し渋るといんじゃないんですが、計画が組みにくいんじゃないかと思うんですね。その辺もひとつ本課は協議をして、全土木事務所に言えることだろうと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

○水間委員 台風13号の被害状況の対応はあったんですが、また非常に大きな台風15号が接近して、ある意味では同じコースをたどってくるとするならば、また被害が想定されるわけです。今回、13号の被害関係が出ていますが、ここらあたりのよく言われました突発的な災害について、地元の皆さん方にボランティアをお願いするとかということが今まであったんですね。今回の13号、あるいはまだわからない15号についても、そういう地元の皆さん方の対応というのは考えておられるんですか。

○岩切河川課長 今回の13号で防災協定に基づく支援をいたしております。県内で4事務所ございます。宮崎土木事務所につきましては、テレビで出ました加江田川で応急工事をしたものですから、その支援を協会にお願いしてやっていただいております。日南、西都あるいは日向土木で情報提供といいますか、途絶なんかあって、その情報提供についても事務所から要請をいたして、そういうボランティア活動でいろんな情報をいただいております。ですから、次の台風につきましても、やっぱりこういう体制をとって、できるだけ早く情報が入るような形

で進めたいと思っております。

○水間委員 よろしく願いいたします。

○十屋委員長 ほかはございませんね。

委員の皆さんにお諮りしたいと思うんですが、先ほど、道路建設課のほうに瀆砂委員のほうから資料請求がありましたので、委員会として資料を請求させていただくということによろしいでしょうか。

○外山委員 うちの前でこの前、国道が壊れました。あれはボランティア工事ですか。

○十屋委員長 ちょっと整理をさせていただきますが、資料要求はもうよろしいということで、そして意見として、次、外山委員ですね。

○東道路保全課長 今の場所は220号でしょうか。あれは直轄でされております。

○外山委員 済みません。何もわからないものですから。台風で災害が発生した、その復旧はボランティア工事じゃないんでしょう。例えば、今回でも20億ぐらい出ているということなんです。

○岩切河川課長 ボランティアというのは、防災協定に基づいて、県内のいろんなところで業者の方から情報をいただくというのがボランティア。事務所のほうで、例えば、今度、宮崎の加江田川で応急工事を実施いたしましたけど、それについては、協会のほうに頼んで、工事をした後にちゃんと契約で精算をするということになります。

○外山委員 指名工事になるんですか。

○岩切河川課長 防災協定に基づきまして、例えば、応急工事を協会のほうにお願いしましたときには、そのときに、業者の方でそういう余裕があるとか、そういう資材を持っているとか、そういう業者さんを選んでいただきまして、その方をお願いをするということになります。で

すから、1社の随意契約による工事ということになります。

○外山委員 その範囲というのはどこまでなんですか。

○岩切河川課長 土木事務所単位で決めていますので、土木事務所でその地区の建設業協会のほうにお願いをするということになります。

○外山委員 防災協定を結んでいると、例えば河川のここが崩壊をしたと仮定しますね、そしたら直ちに復旧工事をしなければならぬと、その場合に、防災協定を結んでいるところに登録をされて——今言っているのは推察ですよ、例えば5社なら5社登録をしていると、協会が5社を指名して修理してもらう、その工事代金は施工業者に行くのか、協会に行くのか、どちらなんですか。

○岩切河川課長 業者の推薦を協会にお願いしますので、協会から例えばこの工事につきましては何々建設が対応できますというお話を伺います。後ほどその工事が終わった後、事務所とその業者の方で契約関係を結びます。それで支払いをするということになります。

○外山委員 一般競争入札に切りかえる時期というのは定めがあるんですか。

○岩切河川課長 今申しましたのは、あくまでも防災協定の非常に緊急な場合ということでございます。通常、現地を見ておまして、もし、一般の通常の工事でいいという判断をすればそういう形で対応しますので、一概に基準があつて決めているというわけではございません。

○外山委員 だれが決めるんですか。

○岩切河川課長 基本的には、施設を管理しております土木事務所現地をよくわかっておりますし、いろんな状況が判断できますので、事務所のほうで決める。当然、本課とも相談をい

たしますけれども。

○外山委員 どうも私は考えるとわからなくなってくるんです。これは緊急災害である、緊急対応が必要であると、みんな緊急的対応が必要なわけでしょう。この分については協会、この分については一般入札、普通の入札制度でやっていくのかどうかというすみ分けがまずわからないということが第1点、第2点目は、協会にお願いをしたときの工事費の積算というものは、だれがどこでやっているのか。どうなんですか。

○岩切河川課長 まず、どういう基準で決めるかというお話、河川とか道路とかいろんな種別がございますけれども、例えば、河川の場合ですと、堤防が壊れてどんどん破堤をする、そういう状況になると待たなしに応急工事をやる必要がございます。あるいは少し壊れておって、まだ人家等に影響はほとんどないというふうになれば、当然、災害査定を通じて、残りの次の手段ということになります。道路につきましても、例えば、通行どめをして迂回路があるとか、まだ少し横が通れるとか、そういう場合には緊急工事ということではなくなりますけれども、ただ、その場合は防護さくとかというのは緊急工事でやりますけれども、それと、終わりました後、精算につきましては、それぞれの土木事務所で県の基準で積算をしますので、それではじいて業者さんと協議ということになります。

○外山委員 これ以上言いませんが、例えば、この分については一般競争入札でいいであろうと13号のときには判断をした、ところが15号が今、来ていますわ。その場合に、緊急かそうでないかの判断というのは非常に難しいと思うんですよ。ですから、13号のときにこれをやっておけばよかったと、15号が発生するということは想定できないわけでしょう。そのときに復旧

工事を一般入札に回していたために災害が大きくなったということも出てくるわけでしょう。そこら辺のすみ分けが私はわかりませんということを行っているわけです。以上です。これは後でまたお願いします。

○坂元委員 後、続けて副委員長がお聞きになると思いますが、産業開発青年隊、これは今後どう展開されるんですか、教えてください。

○持原管理課長 御案内のように、産業開発青年隊につきましては、昨年9月28日でしたか、拙速な判断をすることのないようにという委員長報告もいただきまして、その後の委員会で、当面、20年度、21年度に向けていろいろ検討すると、22年度からは民間移行というのを前提にいろいろ検討するというので現在、検討をいたしておるところでございます。ただ、今の状況を見てもみした場合に、青年隊の募集を9月からやっております。今回、かなり、6月ぐらいから55校、高校を回るとか、ポスター等も一新して新たにやるとか、いろいろな努力をして今、募集をかけておるところなんですけれども、新たに推薦制も設けましたけど、現在のところ1名の申し込みということでございます。10月中旬まで申し込みを受け付けておりますけれども、その辺の状況も見ながら、いろいろ多角的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○坂元委員 22年に民間に移行するときの形ですね、例えば、今のような教育内容に特化してずっと行くのか、それとも幅広い分野をやるのか、それともあの施設からのけて、今度は別のところにその部分を設けてもらうのか、22年といたってその方向性は来年度には出すということですか。

○持原管理課長 目安としては今年度中にその

方向性は出したいというふうに考えておりますけれども、今、委員おっしゃったような幅広くやるというようなことになると、いろいろハードルは高いのかなと思っております。私どもとしては、あくまでも、今やっておりますのは歴史ある青年隊の育成ということで、建設業者の現場で使えるような技術者を養成することによって一貫してやってきております。その辺の目的を余り広げてしまいますと、いろいろハードルが高くなるのかなと思っておりますので、その辺、今の建設技術センターあるいは推進機構、その辺の枠組みの中でいろいろ検討しているところでございます。

○坂元委員 これは職業人育成という面からいえば、九州ではここだけが残っているということだし、看護大学にしたって半分以上は県外の人を我々の税金で教育して、また県外に派遣しているというような面もあるわけですね。逆に、青年隊のようなやつは九州なら九州を全体のエリアにして募集するという方法はどうかと。例えば、それぞれの県にある程度の御出資を願うというような検討の対象になっていないんですか。

○持原管理課長 各県の状況を見てみますと、それぞれ各種専門学校等も置かれている状況でございます。うちの県の場合は一時期ございましたけど、そういうものもないので、そういう状況、あるいは少子化の状況、そして、今の高校卒業生たちの志向と申しますか、社会経済情勢の変化、その辺も見ますと、非常に各県からのそういう呼び込みというのは難しいというふうに判断しております。

○河野安幸副委員長 坂元委員がもう言われたから、いいんですけれども、民間がやると思ったらどういふところがやるわけなんですか。

○持原管理課長 今のところ、公の施設ということでございますので、公の施設をやっていくという格好になりますと、指定管理者という格好になります。そうした場合に、その選択肢としては、今、民間の建設技術者の研修をやっていただいております推進機構でありますとか、あるいは今の青年開発協会、あるいはほかの選択肢というものもあるのかなとは思っております。まだ直接私どもに聞こえているわけではございませんけれども、やりたいというような方もいらっしゃるようなことも間接的には聞いておるところでございます。

○河野安幸副委員長 ああいう立派な施設をもったいないような感じがするわけなんです。あれは相当な経費をかけて建設しておると思いますが、施設そのものも立派ですし、そうであれば何か学校法人か何かとられるわけではないでしょうか。

○持原管理課長 一部そのような話も間接的には聞いておるところでございます。

○河野安幸副委員長 間接的にですか。県の考えはどんなに。

○持原管理課長 ですから、そういう点も含めて、指定管理者の点も含めて、いろいろ現在、多角的に検討しておると。その前提としてはことしの申し込みが幾らぐらいになるのか、その辺も見きわめながら、いろいろ検討しているという段階でございます。

○河野安幸副委員長 できるだけ県としても努力をしていただいて、継続していただきますようお願いだけしておきます。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 その他のその他ということで、東九州道について1件お伺いをしたいと思います。工事区間ではないんですが、例の宮崎西から西

都の間の非常に長期間にわたって一方通行になってみたりとかというような状況が続き、雨が降ればすぐ通行どめになるという話があって、私たち、いろんなところで説明をするときに、高速道路というのは災害に強い、災害があったときの道路というようなことなんです。普通の道路よりも通行どめが多いとかというのは非常によろしくないと思うんですが、現状としてどれぐらい通行どめになっているとか、今、お手元にないかもしれませんが、抜本的対策といえますか、ああいうことがないようにすることはできないのか、特殊な地質のところは無理してつくったのかとか、その辺というのはどうなのか、現状、状況等をお聞かせいただきたいと思うんですが。

○渡辺高速道対策局長 委員御指摘のとおり、西都一清武間というのはしょっちゅう崩れているわけで、我々、高速道路というのは経済社会の発展のための道路だけじゃなくて、命の道路ということでお願いしているわけであって、供用してこういうようなたび重なる通行どめになってもらっては非常に困るということで、我々も機会あるごとにNE X C Oのほうに申し入れているわけです。状況としては、確かに、ここだけじゃないんですけれども、宮崎県の地盤というのが非常に軟弱でございまして、施工したときにはちゃんとしているわけですが、その後、雨が降るとずり落ちるといったような状況がどうしても発生してしまうと。ただそれだけで手をこまねられては困るので、こちらも抜本的な対策について要求しているわけですが、一応、今、西都間で言いますと、一番崩れているのが、上浦地区というところがしょっちゅう崩れていまして、そこについては、NE X C Oのほうで上浦地区のり面对策検討会とい

うのを専門家等で組織をして、のり面の安定性の評価と、それを踏まえて今後どのような維持管理をしたらいいのとか、最適な対策方法というのはどうあるべきかというものをこれから検討するというふうに聞いております。必要に応じてその結果で来年度以降、必要な対策工事を行っていくというふうなことで聞いておりますので、こちらとしては、抜本的な対策というのを言いつつ、そういう状況を聞きながら、NE X C Oのほうにまずは対応していただくのかなというふうに思っています。

○武井委員 もちろん、継続的にお願いしたいんですが、あそこは今、結局、暫定2車線の状態になっているわけですね。今、暫定2車線で開業しているんですが、例えば、暫定で一方の切っただけのほうは甘いとか、そういったようなことが原因、つまりはがけの切り方とか、暫定ですから、最終的にはもっと広がるということなんでしょうけれども、そのあたりの仮どめみたいなものの対応が甘いとか、どういったことなんですか。それとも、極めてそこの地質の固有性の問題なんですか、今のところで把握されている原因というのは。

○渡辺高速道対策局長 今、聞いている範囲では、軟弱地盤が原因だというふうに聞いておりますけれども、当然、建設したときにはその軟弱地盤というものはある程度は調べてあったはずの中で、盛り土の安定、抑止のためのアンカーの設置、そういうものをやってきているはずなんで、それでもこういうことになって何度も崩れているということについては、もう一度ちゃんとチェックしてもらわなきゃいけないというふうに県としても認識しております。先ほどと繰り返しになりますけれども、ちゃんともう一度、地盤から何から全部チェックをして、抜本

的にこういうことが起きないようにやってくださいよということをとにかく主張するのかなというふうに思っています。

○武井委員 資料要求なんですけれども、開業してから今、5年ぐらいでしょうけど、今まで何日ぐらい片側通行どめになった、ないしは通行どめになった期間の資料をいただきたいと要望します。

○十屋委員長 今、武井委員のほうから資料要求がありました、委員会として資料要求ということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、よろしく願いいたします。

ほか、ございませんか。

○星原委員 今の資料要求で、土木工事、建築工事、舗装、管、電気工事、コンサル関係、今、景気が悪くなって県内、金が回っていないわけですね。ですから、4月以降の県外発注の件数、金額、今、8月か9月のできるころまでなんですけど、どういうふうになっているか、そういう資料をいただけませんか。土木事務所単位でもいいですから。

○十屋委員長 以上の点につきましても、委員会としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎道路建設課長 先ほど、地方道路交付金事業の中で説明がわかりにくかった点があるかと思ひまして、補足説明をさせていただきたいんですが、国道14カ所、振りかえという表現でお話ししました。前年度まで継続しておりましたところの振りかえが8カ所、新たに事業が起っておりまして、特殊改良事業として要望はしておったんですが、全部が振りかえになって、新規箇所が6カ所その中に入ってあって14

カ所ということ、それと、金額につきまして、8,000万以上は蔵元工区と何カ所かと、それにつきましてはもうちょっと数がございますので、これは内訳表を提出させていただきたいと思ひます。お願いします。

○十屋委員長 よろしく願いいたします。

○藤原建築住宅課長 先ほどの武井委員からの訴えの提起等に伴います弁護士費用等の費用の件でございますが、印紙代2万円を含めましておおよそ18万円程度というふうでございます。以上でございます。

○十屋委員長 ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時44分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、あす、行いたいと思ひます。開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、何もありませんでしたら、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後2時45分散会

平成20年9月30日（火曜日）

午後1時33分再開

出席委員（9人）

委員	長	十屋	幸平
副委員	長	河野	安幸
委員		坂元	裕一
委員		星原	透
委員		水間	篤典
委員		濱砂	守
委員		外山	良治
委員		武井	俊輔
委員		河野	哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課	主査	山中	康二
議事課	主査	大下	香

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

お諮りいたします。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 では、一括ということで採決をいたします。

議案第1号、第5号及び第15号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 御異議なしと認めます。よって、今定例会中に当委員会へ付託された議案につい

ては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第9号「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○坂元委員 我々の視察した経緯も踏まえて、11月議会ぐらいには成案を得るように努力しましょうか。

○十屋委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第9号を継続審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○十屋委員長 挙手全員、よって、請願第9号は、継続審査にすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りしたいと思います。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望がありましたら、お願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時50分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

報告につきましては、正副委員長一任ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いた

します。

暫時休憩いたします。

午後 1 時50分休憩

午後 1 時53分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

11月 4 日に予定されております委員会は、開
会するという事によろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにいたした
いと思います。

それでは、先ほどの協議の中でありませう
に、現地調査をするということで正副委員長に
御一任いただくということによろしいでしょ
うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いた
します。

そのほか、何かありますでしょうか。

○河野安幸副委員長 現地調査は11月 4 日の委
員会前にしたらいいんですか。

○十屋委員長 今の意見は11月 4 日の委員会
の中でということでございます。日程等につ
きましては、正副委員長にお任せいた
きたいというふうに思っております。

それでは、何もありませんので、以上で
委員会を終了いたします。

午後 1 時54分閉会